

住田町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

2026（令和8）年3月



住 田 町

目 次

1. 住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定の背景・基本的事項	1
（1）住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定の背景	1
（2）本計画策定の目的	3
（3）上位計画及び関連計画との位置づけ	3
（4）本計画の対象とする温室効果ガスの種類	3
（5）計画期間	4
2. 住田町の特徴	5
（1）自然的条件	5
（2）社会的条件	7
（3）経済的条件	11
（4）二酸化炭素排出量の推計・要因分析	14
（5）住田町の課題の整理	17
3. 計画全体の目標	19
（1）地域の目指す将来像	19
（2）区域施策編の目標	19
4. 二酸化炭素排出削減等に関する対策・施策	24
（1）対策・施策の体系	24
（2）具体的な取組	25
5. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項	39
（1）地域脱炭素化促進事業の概要	39
（2）地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）	40
（3）地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組	41
6. 気候変動適応策	43
（1）気候変動適応策とは	43
（2）分野の影響と将来予測	43
（3）分野・項目別の主な基本施策	46
7. 計画の実施及び進捗管理	47
（1）推進体制	47
（2）各主体の役割	47
（3）進捗管理・評価	48
8. 参考資料	49
（1）部門・分野別の二酸化炭素排出量、森林吸収量の推計方法	49
（2）再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ	52
（3）地球温暖化対策に関するキーワード	56
（4）アンケート結果	62

1. 住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定の背景・基本的事項

（1）住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定の背景

① 地球温暖化と気候変動

近年、人間の社会経済活動の活発化に伴う化石燃料の使用量増加により、二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に放出され、地球温暖化が進んでいます。また、地球温暖化による気温の上昇、豪雨の頻度の増加といった気候変動、それに伴う農作物の品質低下、熱中症や感染症リスクの増加などの影響は、世界的な問題だけでなく、私たちの住む住田町（以下、「本町」という。）でも表れています。

2021（令和3）年8月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書が公表され、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと等が示されました。

さらに今後、地球温暖化が進行することで、このような気候変動による影響が長期にわたり拡大することが予測されています。

② 地球温暖化対策、気候変動適応をめぐる国際的な動向

2015（平成27）年12月には、フランス・パリで開催された第21回締約国会議（COP21）において、パリ協定が採択されました。

パリ協定では、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を継続すること、気候変動による悪影響に適応する能力やレジリエンス（強靱性）を高めることなどを掲げ、世界全体で地球温暖化やそれに伴う気候変動への対策の強化が目指されています。

また、2018（平成30）年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界的な平均気温の上昇をパリ協定に掲げる水準に抑えるためには、世界の二酸化炭素排出量を2050年頃までに実質ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けた動きが広がりました。

③ 地球温暖化対策、気候変動適応をめぐる国の動向

【地球温暖化対策】

地球温暖化対策に関する国際的な動きが活発化したことを受け、2020（令和2）年10月、我が国は、2050（令和32）年までに、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

2025（令和7）年2月には、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）に基づく新たな「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、我が国の目標として、2030（令和12）年度の温室効果ガスを2013（平成25）年度

比で 46%削減すること、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくこと、2035（令和 17）年度、2040（令和 22）年度において、温室効果ガスを 2013（平成 25）年度比でそれぞれ 60%、73%削減することを目指すこと等が示されています。また、同計画では、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割についても明記されており、全国では脱炭素社会の実現に取り組む自治体が増えています。

【気候変動適応】

2018（平成 30）年 6 月に気候変動適応の法的位置づけを明確にした、気候変動適応法が成立し、同年 12 月に施行されました。

2021（令和 3）年 10 月には気候変動適応法に基づく新たな「気候変動適応計画」が閣議決定されました。地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出を削減する緩和策に加え、気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策にも取り組んでいく必要があります。

④ 地球温暖化対策、気候変動適応をめぐる岩手県の動向

岩手県では、2019（令和元）年 11 月に「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」、2021（令和 3）年 2 月に「いわて気候非常事態宣言」を発出しました。

2023（令和 5）年 3 月には、国の地球温暖化対策計画の改定や社会情勢の変化等を踏まえて「第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画」（以下、「県実行計画」という。）を改訂し、2030（令和 12）年度の温室効果ガスを 2013（平成 25）年度比で 57%削減することを目標として掲げました。

県民、事業者、行政等の主体が一体となって、緩和策・適応策に取り組めるよう、様々な支援を行っています。

⑤ 住田町の取組

本町では、「住田町総合計画 令和 7 年度－令和 11 年度」（以下、「総合計画」という。）において環境に関するまちづくりの方向性を示すとともに、「第 5 次住田町環境基本計画」の基本目標の一つに地球温暖化対策を定め、望ましい環境像「豊かな環境と共生する 持続可能なまち住田」の実現に向けた環境施策を展開しています。

また、「森林・林業日本一の町づくり」や「住田町再生可能エネルギー活用推進計画」において、本町の再生可能エネルギーや森林バイオマスエネルギーの活用に関する方針や考え方を定めています。

(2) 本計画策定の目的

本計画は、住民、事業者、行政がそれぞれが率先し、一体となって地球温暖化対策に取り組むことで、温室効果ガスの削減や目指す将来像の実現をすることを目的とします。

(3) 上位計画及び関連計画との位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 4 項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として位置づけられます。また、気候変動適応法第 12 条に基づく地域気候変動適応計画として位置づけられます。

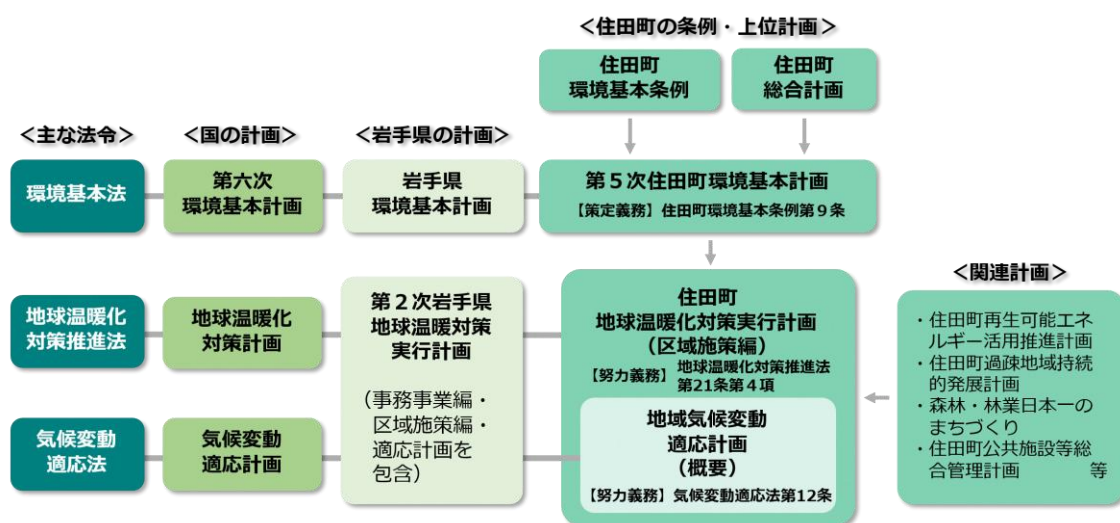


図 1-1 上位計画及び関連計画との位置づけ

(4) 本計画の対象とする温室効果ガスの種類

① 対象地域・主体

本計画の対象地域は本町全域とし、取組の対象は、本町の温室効果ガス排出に関わるすべての主体（住民・事業者・行政）とします。

② 対象とする温室効果ガスの種類

地球温暖化対策推進法では、次の 7 物質が削減の対象とされています。本計画では、これらの温室効果ガスのうち、全体の約 9 割を占め、排出量の把握や各主体の取組による削減が比較的容易な二酸化炭素を推計や削減の対象とします。

表 1-1 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	主な発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却等に伴い発生する	1
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の消化管内発酵、廃棄物や排水の処理等に伴い発生する	28
一酸化二窒素 (N ₂ O)	肥料の使用、家畜排せつ物、化石燃料の燃焼、排水処理等に伴い発生する	265
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	カーエアコン、断熱発泡剤、エアゾール製品の噴射剤等に使用されている	4～12,400
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体等の製造に使用する洗浄剤等に使用されている	6,630～11,100
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電設備の絶縁体や半導体の製造に使用されている	23,500
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体や液晶デバイスの製造に使用する洗浄用ガス等に使用されている	16,100

(5) 計画期間

本計画は、2026（令和 8）年度から 2030（令和 12）年度までの 5 年間を計画期間とします。基準年度は 2013（平成 25）年度、目標年度は 2030（令和 12）年度とします。

また、中・長期目標として、2035（令和 17）年度、2040（令和 22）年度及び 2050（令和 32）年度を見据えた計画とします。

なお、対策・施策の進捗状況や社会状況の変化に応じて、定期的に見直しを検討します。

2013		2023		2025	2026		2030	2035	2040		2050
H25	...	R5	...	R7	R8	...	R12	R17	R22	...	R32
基準 年度		現状 年度※		策定 年度			目標 年度	中期 目標	中期 目標		長期 目標
					← 計画期間 →						

※現状年度は、排出量を推計可能な直近の年度を指します。

図 1-2 基準年度、目標年度及び計画期間

2. 住田町の特徴

(1) 自然的条件

① 地域の概要

本町は、岩手県の東南部に位置し、東は大船渡市、釜石市、北は遠野市、西は奥州市、一関市、南は陸前高田市に接する、面積 33,484ha の町です。広大な森林を有し、気仙川及びその支流に沿ったわずかな平坦地に、集落、農用地などが集中する典型的な中山間地域で、全国の釣り人から注目される清流「気仙川」や、宮沢賢治がこよなく愛した「種山ヶ原」、貴重な樹木と高山植物の宝庫「五葉山」をはじめとする四季折々の美しい景観を映し出す森林など、貴重な資源に恵まれています。



図 2-1 本町の地勢

出典：国土数値情報（行政区域データ、河川データ、市区町村役場データ、高速道路時系列データ、鉄道時系列データ、標高・傾斜度 5 次メッシュデータ）

② 気候概況

本町周辺は、沿岸部に近いことから海洋性気候の影響を受けています。夏期は内陸と海洋、双方の気候の影響を受け、冬期は比較的温暖です。

年間の日平均気温は 10℃前後、日照は 4～6 月に多くなっており、住田気象観測所の気象観測データによると、長期的には日平均気温、降水量とも上昇傾向にあります。夏日・真夏日・猛暑日日数はいずれも増加傾向、冬日・真冬日日数はいずれも減少傾向にあります。

また、大船渡地区消防組合住田分署の統計によると町内の過去 5 年間の熱中症による搬送者数も増加傾向にあります。将来的にもこの傾向が続くと予想されます。

積雪は北部で 20cm、南部で 10cm～15cm ほどで、風力は四方を山に囲まれている影響から、最大でも 10m 前後、平均でも 2m 程度と弱い傾向にあります。



図 2-2 本町の年間の気象状況

出典：気象庁ホームページ（2024（令和6）年実績）

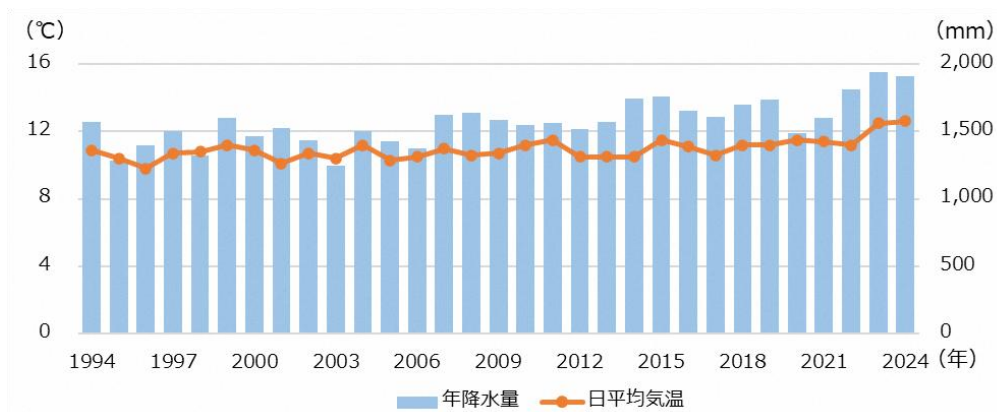


図 2-3 本町の気象状況の推移

出典：気象庁ホームページ

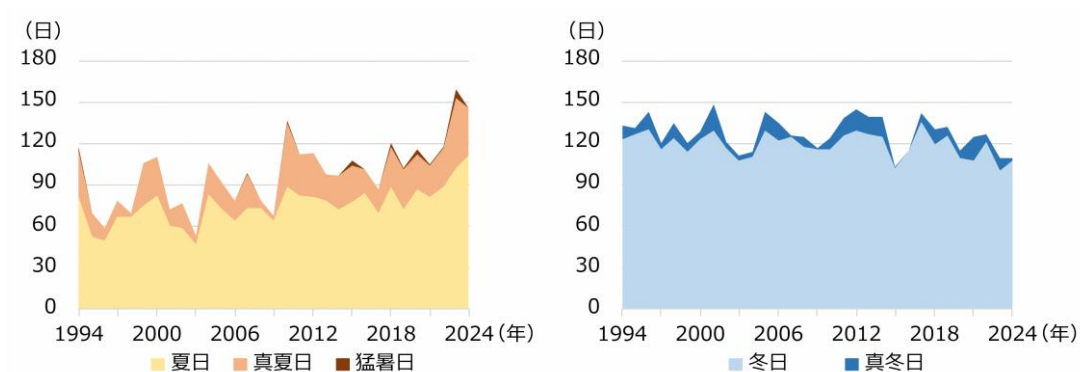


図 2-4 夏日・真夏日・猛暑日、冬日・真冬日の日数の推移

出典：気象庁ホームページ

(2) 社会的条件

① 人口と世帯数

本町の人口は、少子高齢化等による減少が続いており、2024（令和6）年の人口は4,675人、世帯数は2,052世帯となっています。

総合計画では、2030（令和12）年の目標人口を4,180人としています。

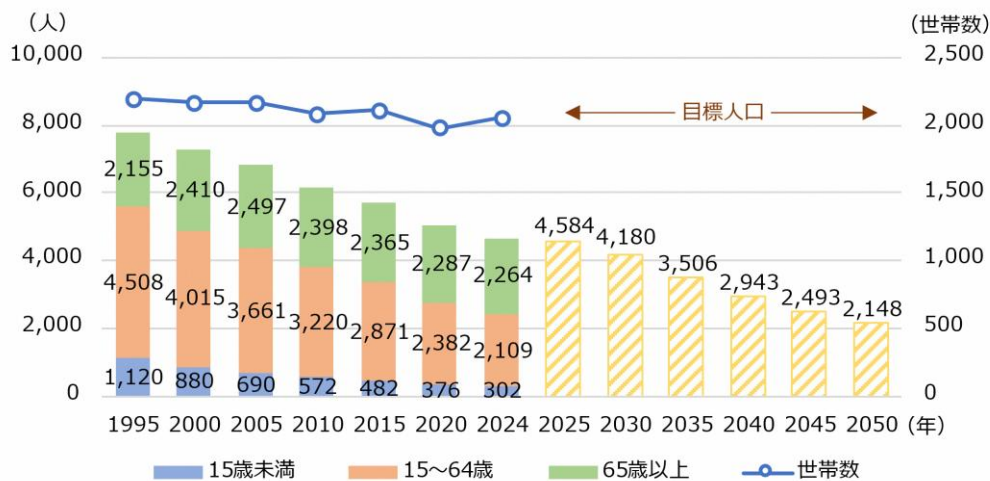


図 2-5 人口、世帯数の推移と目標

出典：国勢調査、「住田町総合計画 令和7年度－令和11年度」（2025（令和7）年3月）

② 都市構造

【土地利用】

地目別では、83.8%が山林・原野、次いで田・畑・牧場の農用地が4.9%となり、宅地はわずか0.9%となっています。

「気仙スギ」の産地でもある本町の森林は、人工林率が約51%を占めていること、約40%が町有林であることが特徴です。

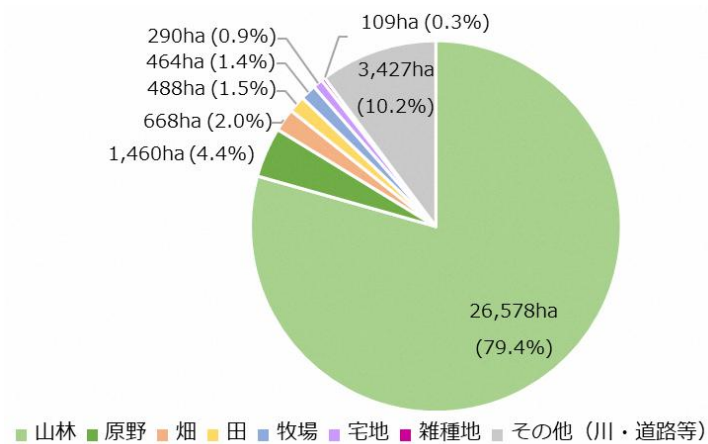


図 2-6 本町の土地利用状況

出典：令和 6 年度版環境報告書－令和 6 年度土地に関する概要調書報告書（住民税務課）

表 2-1 本町の民有林の資源構成

樹種区分	面積 (ha)	材積 (m³)	平均材積 (m³/ha)
スギ	6,523	3,398,494	521
アカマツ	3,202	1,206,754	377
カラマツ	1,771	374,458	211
その他針葉樹	70	28,456	407
広葉樹	10,388	1,505,801	145
竹	8	0	0
伐採跡地	430	0	0
未立木地	402	0	0
総計	22,793	6,513,963	286

出典：住田町内民有林の概況（林政課）

【居住形態・自動車保有状況】

本計画の策定に伴い実施したアンケートによると、居住形態は 84.5%が持ち家（一戸建て）となっています。自動車は 92.0%が保有しています。

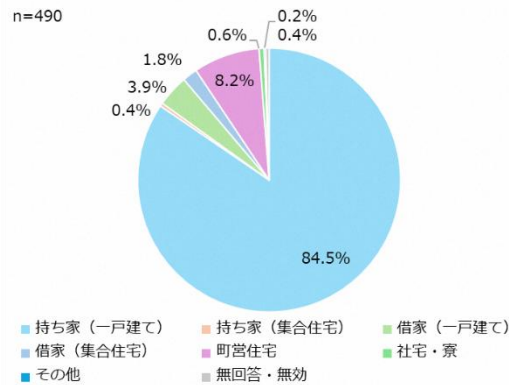


図 2-7 住民の居住形態

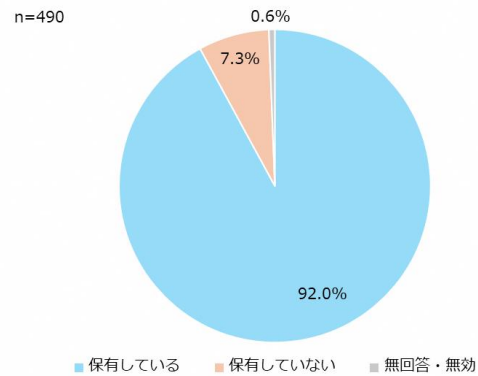


図 2-8 住民の自動車保有状況

出典：住田町の地球温暖化対策に関する住民アンケート（2025（令和7）年実施）

③ エネルギー収支

環境省が公表している「地域経済循環分析」によると、2022（令和4）年のエネルギー収支はマイナス 16 億円となっており、本町で使用されるエネルギーは域外からの供給に大きく依存している状況です。

特に、石油・石炭製品による赤字が 8 億円、電気の購入による赤字が 6 億円と多くなっています。

④ 再生可能エネルギー導入状況・ポテンシャル

本町の FIT・FIP 制度の認定を受けた再生可能エネルギー設備導入量の推移は、次のとおりです。町内の大規模な再生可能エネルギー発電所としては、上有住新田地区の町有地に民間資本によって設置された太陽光発電所、遠野市にまたがって位置する風力発電所「住田遠野ウインドファーム」があります。

また、本町の再生可能エネルギー導入ポテンシャルは、1,141,059kW（発電量換算で 3,259,067MWh/年）となっています。発電量としては、本町の 2023（令和5）年度の電力需要量 43,622MWh の約 75 倍に相当します。

木質バイオマスのポテンシャル（賦存量）については、発電利用の場合で約 7.5MW、熱電併給の場合で約 28.3MW、熱利用の場合で約 79.7MW となっています。

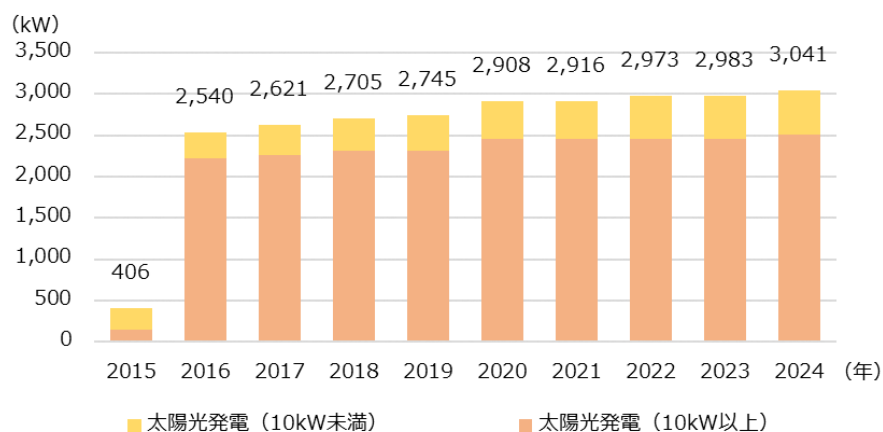


図 2-9 本町の FIT・FIP 制度による再生可能エネルギー導入状況

出典：環境省 自治体排出量カルテ

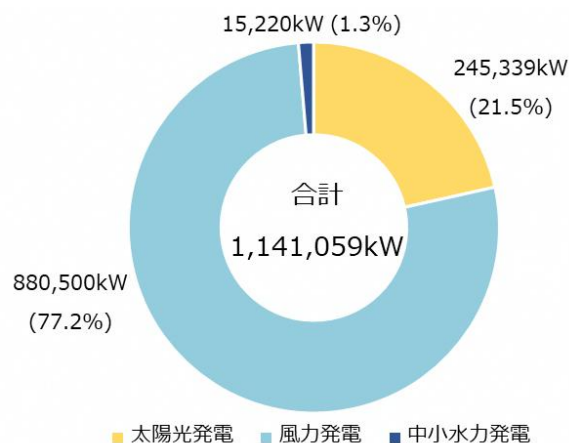


図 2-10 本町の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

出典：環境省 自治体排出量カルテ

表 2-2 本町の木質バイオマスのポテンシャル（賦存量）

区分		賦存量
発生量（森林由来分）		139.546 千 m ³ /年
発熱量（発生量ベース）		1,075,366.574 GJ/年
<参考値> 発電換算	電気	7.543 MW
		59,742.587 MWh/年
<参考値> 熱電併給換算	電気	9.429 MW
		74,678.000 MWh/年
	熱利用	18.858 MW
		537,683.287 GJ/年
<参考値> 熱利用換算	熱利用	79.657 MW
		860,293.260 GJ/年

出典：環境省 再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS） 自治体再エネ情報カルテ

⑤ 住民意識

【地球温暖化への関心】

本計画の策定に伴い実施したアンケートでは、住民の 87.9%、事業者の 100.0%が関心があると回答しています。

【地球温暖化問題に対する考え方】

本計画の策定に伴い実施したアンケートでは、住民の 45.1%、事業者の 53.1%が「自分（自社）が何をして良いかわからないが、解決すべきだと思う」と回答しています。

（３）経済的条件

① 産業構造

就業者数は減少傾向にあり、2020（令和２）年の産業別就業者数は、第一次産業が 436 人、第二次産業が 824 人、第三次産業が 1,209 人となっています。

基幹産業は農林業です。「地域経済循環分析」によると 25 億円の付加価値額を創出しており、本町の経済全体に及ぼす影響が大きいことが分かります。

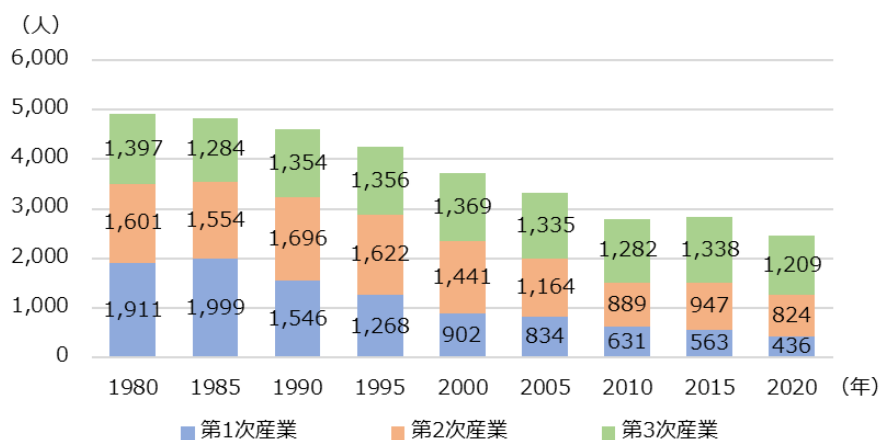


図 2-11 本町の産業別就業者数の推移

出典：経済センサス－活動調査

② 住田町内での取組

【森林・林業日本一の町づくり】

本町では、1998（平成 10）年 7 月の豪雨による林地残材や土場残材の流失を原因とした大水害の発生を契機として、被害の未然防止や地球温暖化対策の効果が期待できる木質バイオマスのエネルギーの活用・普及に積極的に取り組んでいます。

また、「森林・林業日本一の町づくり」を目指し、次のような取組により地域課題でもある森林の適正管理等に努めています。

◆ 川上から川下までの木材流通

樹木を育て、伐採して加工・利用する、川上（林家）から川下（木材の消費地）まで一貫した木材の生産・流通体制の整備に取り組んでいます。これにより、付加価値の高い木材の流通や地元工務店の経営合理化など、川下の利益が川上に還元されるシステムづくりを目指しています。

◆ FSC®森林認証の取得

町有林及び一部の私有林は、「住田町森林認証グループ」として 2004（平成 16）年 3 月から毎年継続して監査を受け、FSC®森林認証を取得しています。

◆ 木質バイオマスの利用

豊富な森林資源を活かしたペレットや木質バイオマスエネルギーの利用推進等、森林を基盤とした循環型社会の実現を目指し、ペレットストーブ、薪ストーブ等の導入、普及に取り組んでいます。燃料となる木質ペレットは、廃材などを有効活用し、町内で生産されているほか、公共施設でもペレットボイラーを積極的に導入しています。世田米保育園では、ペレットボイラー式の床暖房施設を活用し、役場庁舎では冷暖房をペレットボイラーで賄っています。



画像出典：住田町

◆ カーボン・オフセットの取組

町有林で実施してきた間伐をはじめとする森林整備による二酸化炭素吸収量について、国が認証する「J-クレジット」を前身の J-VER 制度時より取得し、販売しています。クレジット販売による収益は、主に町有林の整備などに活用しています。

◆ 森林環境学習

森の保育園、木工団地の見学、種山ヶ原の散策等、学年や年代に応じた森林環境学習の実施のほか、町産材を使用した木製品の製作などに取り組んでいます。

【畜産排せつ物等の活用】

本町の特産品でもある鶏肉は、本町を中心とした気仙川周辺地域で飼育、加工されています。飼育に伴い、生産農場で発生する鶏ふんは、炭化处理や肥料化处理により、農地等の融雪剤、土壌改良剤、肥料等として活用されています。

また、本町は、高機能バイオ炭の活用による岩手県内の農業に関する課題解決やみどりの食料システム戦略の現場実装を目的とし、開発・製造事業者や岩手県内の農業組合と包括的連携協定を結び、取組を支援しています。



画像出典：住田町

【再生可能エネルギー導入】

本町は、東日本大震災等からの復旧を契機とし、FIT 制度によらない独自政策として、公共施設への太陽光発電施設や蓄電施設の設置を進めてきました。

現在は、11 施設に 196.3kW の設備が導入されています。

(4) 二酸化炭素排出量の推計・要因分析

① 住田町の現況の二酸化炭素排出量

環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて毎年度公表している「自治体排出量カルテ」によると、本計画で対象とする部門・分野の二酸化炭素排出量の現況は次のとおりです。

本町の二酸化炭素の排出量の特徴として、町内に工場が多数立地していることから、産業部門の排出量比率が高いものの、近年の取組の結果、排出量は減少傾向にあります。

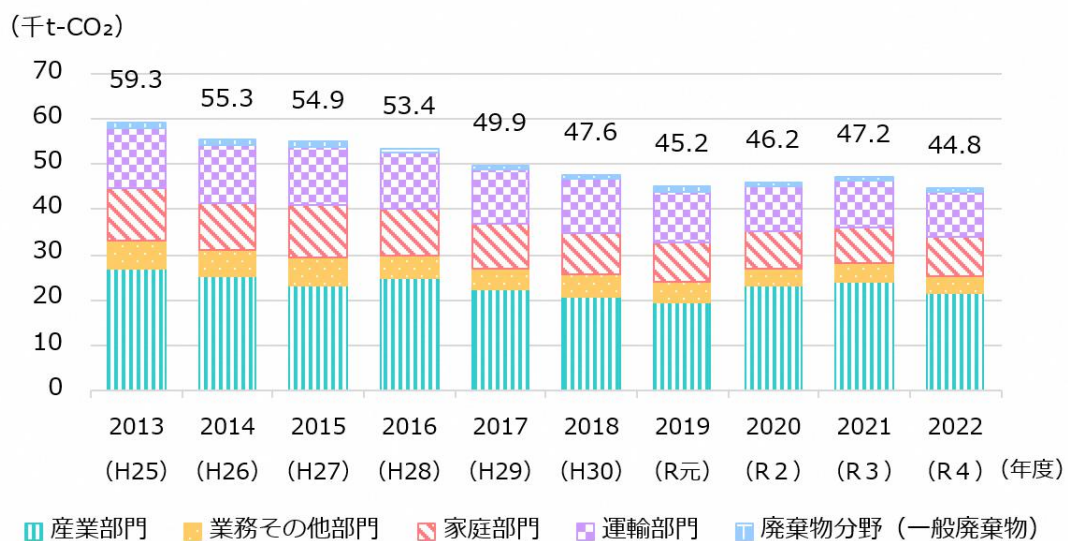


図 2-12 本町の部門別二酸化炭素排出量の推移

出典：環境省 自治体排出量カルテ

表 2-3 本町の部門別二酸化炭素排出量の推移

(千 t-CO₂)

部門・分野	年度									
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
産業	27.0	25.1	23.2	24.7	22.3	20.8	19.6	23.4	24.0	21.7
業務 その他	6.0	5.9	6.2	5.0	4.5	4.5	4.4	3.5	3.9	3.7
家庭	11.8	10.4	11.6	10.6	10.2	9.3	8.6	8.1	8.3	8.4
運輸	13.3	12.9	12.7	12.3	12.1	11.7	11.5	10.3	10.2	10.1
廃棄物	1.1	1.0	1.1	0.9	0.8	0.9	1.1	0.8	0.9	0.9
合計	59.3	55.3	54.9	53.4	49.9	47.6	45.2	46.2	47.2	44.8
基準 年度比※		△6.7%	△7.4%	△9.9%	△15.8%	△19.6%	△23.8%	△22.1%	△20.3%	△24.3%

※端数処理の関係で総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

※基準年度比(%) = (各年の合計二酸化炭素排出量 - 2013年度の合計二酸化炭素排出量) ÷ 2013年度の合計二酸化炭素排出量 × 100

出典：環境省 自治体排出量カルテ

●○○計画の対象部門・分野●○○

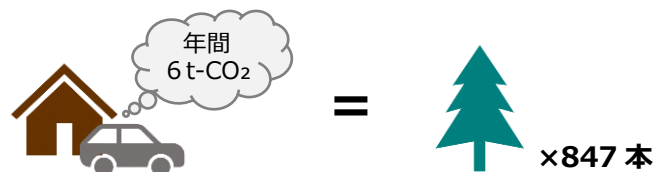
環境省の「自治体排出量カルテ」では、「産業部門」「業務その他部門」「家庭部門」「運輸部門」から排出されるエネルギー起源 CO₂及び「廃棄物分野」から排出される非エネルギー起源 CO₂が推計されています。

部門・分野	対象
産業部門	製造業、農林水産業、鉱業・建設業の工場や事業場でのエネルギー消費により排出される二酸化炭素
業務その他部門	主に、オフィス、店舗、ホテル、学校、病院、官公庁、その他いずれの部門にも帰属しないエネルギー消費により排出される二酸化炭素
家庭部門	家庭での電気やガス等の消費により排出される二酸化炭素 ※自家用車からの排出分は、「運輸部門」に計上される
運輸部門	人や物の輸送・運搬に消費したガソリン、重油等により排出される二酸化炭素 ※自家用車のほか、バス、タクシー、トラック、鉄道、船舶、飛行機等が含まれる
廃棄物分野	一般廃棄物の焼却処分により排出される二酸化炭素

●○○家庭から出る二酸化炭素はどれくらい？●○○

私たちの生活や自家用車から1年間に排出される二酸化炭素の合計は、13 千 t-CO₂です。1世帯当たりに換算すると、6 t-CO₂になります。

これは、本町のスギ 847 本分が1年間に吸収する二酸化炭素の量に相当します。



② 住田町の二酸化炭素排出量の将来推計

総合計画等で公開されている人口や製造品出荷額等の将来予測値を基に、今後、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等の追加的な対策を講じなかった場合（以下、「現状すう勢ケース」という。）の二酸化炭素排出量の将来推計を行いました。

将来推計結果は次のとおりです。産業の活性化等により、産業部門の排出量は増加が予測されるものの、全体的な排出量は人口減少等により、現況年度以降も減少する予測となっています。

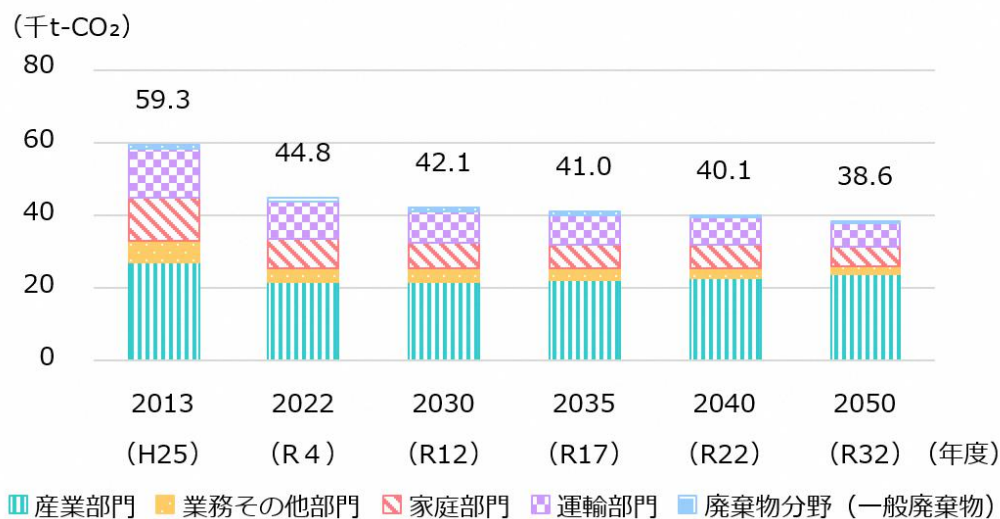


図 2-13 現状すう勢ケースにおける部門別排出量推計

表 2-4 現状すう勢ケースにおける部門別排出量推計

部門・分野	年度					
	2013 (H25) 実績	2022 (R4) 実績	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2050 (R32)
産業	27.0	21.7	21.9	22.4	22.9	24.0
	—	△19.6%	△18.7%	△17.0%	△15.1%	△11.0%
業務 その他	6.0	3.7	3.4	3.0	2.7	2.1
	—	△37.4%	△43.9%	△49.2%	△54.5%	△65.1%
家庭	11.8	8.4	7.2	6.7	6.2	5.3
	—	△29.1%	△39.2%	△43.5%	△47.7%	△55.2%
運輸	13.3	10.1	8.8	8.1	7.5	6.4
	—	△23.7%	△33.9%	△38.8%	△43.4%	△51.7%
廃棄物 (一般廃棄物)	1.1	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7
	—	△25.4%	△30.9%	△33.2%	△35.1%	△38.0%
合計	59.3	44.8	42.1	41.0	40.1	38.6
	—	△24.3%	△29.0%	△30.7%	△32.3%	△34.9%

※端数処理の関係で総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

※削減率(%) = (各年の二酸化炭素排出量 - 2013年度の二酸化炭素排出量) ÷ 2013年度の二酸化炭素排出量

(5) 住田町の課題の整理

本町の環境に関する最上位計画である「第5次住田町環境基本計画」では、地球温暖化対策に関連する課題や目標として大きく3つの項目が挙げられています。本計画では、これらの課題や本章で整理した現況を踏まえた二酸化炭素削減目標や目標達成に向けた具体的な取組を次章以降に記載します。

① 地球環境の保全

役場内部での地球温暖化防止の取り組みを町全体への取り組みへと結びつけるため、(略) 地球温暖化環境負荷低減のための意識の啓発にさらに努めるとともに、限りある資源を有効に活用し、地球にやさしい脱炭素社会の実現に向けて、町全体で取り組んでいく必要があります。

第5次住田町環境基本計画より抜粋

粹

本町の二酸化炭素排出量は減少傾向にありますが、引き続き削減に向けて取り組んでいくことが大切です。

住民や事業者へのアンケートでは、関心がある一方で取組方法がわからないとの意見が多く挙げられたため、啓発等により町全体に地球温暖化対策の取組を広げていくことが必要です。

② 循環型社会の形成

循環型社会の形成のためには、ごみの排出量を抑制する仕組みづくりに取り組むとともに、3R 運動に取り組むなど、環境に負荷が少ない資源循環を進めていかなければなりません。

第5次住田町環境基本計画より抜粋

二酸化炭素は、ごみを焼却することでも発生するため、地球温暖化対策にはごみの排出を減らし、資源を循環させることが有効です。

また、本町のごみを処理している岩手沿岸南部広域環境組合の運営費は、構成市町のごみの排出量に応じて負担することとなっているため、ごみの排出量を抑制する仕組みづくりや3Rの推進は、町財政の面からも必要です。

③ 資源の有効活用

地球温暖化対策や循環型社会の形成に向けた本町の取り組みは、各方面から注目されているところであり、引き続き、(略)町の特徴や資源を生かした再生可能エネルギーの導入を推進していかなければなりません。 第5次住田町環境基本計画より抜粋

本町で使用されるエネルギーは域外からの供給に大きく依存している一方で、本町は電力需要量の約75倍の再生可能エネルギー導入ポテンシャルを有しています。

ただし、大規模な太陽光発電等については、災害の発生抑止や環境との調和を考えた適切な導入がなされるよう、町として管理・監視体制の構築が必要です。

また、豊富に有する森林資源は、木質バイオマスエネルギーとして町内で活用されるとともに、FSC®森林認証やカーボン・オフセットなどの付加価値の創出にも役立っています。

さらに、鶏ふんや高性能バイオ炭の農地への施用は、土壌改良だけでなく、地中への炭素固定の効果も見込まれます。

引き続き、町の特徴や資源を生かした再生可能エネルギーの導入を推進することが必要です。

3. 計画全体の目標

（１）地域の目指す将来像

本計画の基本的事項や現況、地域の特徴等を踏まえ、地域の目指す将来像を次のとおり設定します。



図 3-1 本町の目指す将来像

（２）区域施策編の目標

本町では、2030（令和 12）年度における森林吸収量が二酸化炭素排出量を上回るマイナスカーボンの達成を目指します。

なお、本町では、既にマイナスカーボンの状態となっていますが、今後も森林の整備等により、豊富な森林吸収源を確保するとともに、省エネルギーや再生可能エネルギー等の取組を加速化させ、マイナスカーボンの状態を維持することで、国や岩手県の削減目標達成に貢献します。

本計画の 2030（令和 12）年度の目標は、2013（平成 25）年度の二酸化炭素排出量から、以降に示す省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入等による削減量及び森林吸収量を差し引く方式により設定しています。

2022（令和4）年度の森林吸収量は、林齢の高齢化などにより、2013（平成25）年度と比較して減少しており、今後も減少が見込まれることから、この減少分を省エネルギーや再生可能エネルギーの取組分で補うとともに、確実な再造林などに取り組みます。

2013（平成25）年度の二酸化炭素排出量 59.3千t-CO₂

本計画の目標

〇2030（令和12）年度 二酸化炭素排出削減量目標

2013（平成25）年度比 $\Delta 22.0$ 千t-CO₂（削減率※： $\Delta 37.1\%$ ）

- <内訳> ① 現状すう勢ケースによる削減 $\Delta 17.2$ 千t-CO₂
 ② 国等と連携した省エネルギー対策による削減 $\Delta 3.3$ 千t-CO₂
 ③ 再生可能エネルギーの導入による削減 $\Delta 1.5$ 千t-CO₂

〇2030（令和12）年度 二酸化炭素実質排出量（二酸化炭素排出量－森林吸収量）

マイナスカーボンの達成

二酸化炭素排出量（37.3千t-CO₂）＜森林吸収量（95.2千t-CO₂）

図 3-2 本町の二酸化炭素排出削減目標（全体）

※（2013（平成 25）年度比削減量÷2013（平成 25）年度の二酸化炭素排出量）×100

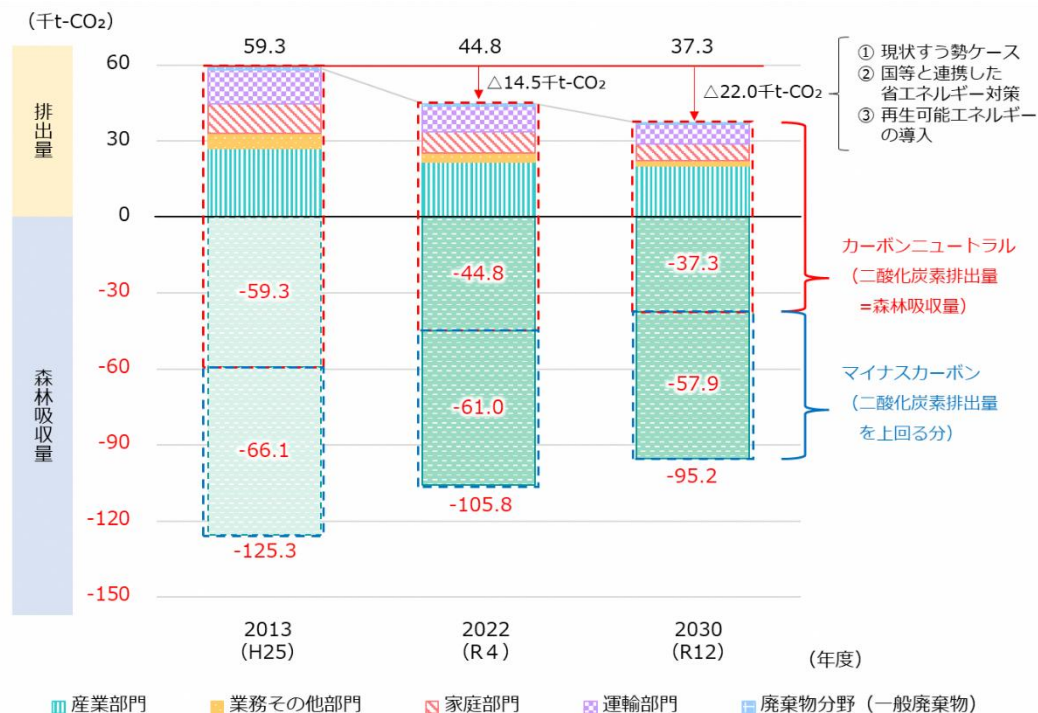


図 3-3 本町における二酸化炭素排出削減のイメージ

表 3-1 本町の目標達成に向けた部門・分野別二酸化炭素排出量の目安

(千 t-CO₂)

部門・分野	2013 (H25) 年度 実績	2022 (R4) 年度 実績	2030 (R12) 年度	
			排出量	2013 (H25) 年度比削減量 ^{※1} (削減率) ^{※2}
産業	27.0	21.7	20.3	△6.7 (△24.7%)
業務その他	6.0	3.7	2.1	△3.9 (△64.4%)
家庭	11.8	8.4	6.4	△5.4 (△45.6%)
運輸	13.3	10.1	7.9	△5.4 (△40.8%)
廃棄物 (一般廃棄物)	1.1	0.9	0.5	△0.6 (△54.6%)
合計	59.3	44.8	37.3	△22.0 (△37.1%)

※端数処理の関係で総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

※1 21 ページ以降に記載の①から③で算出される値を部門・分野別に合計した値です。

なお、③再生可能エネルギーの導入分について、家庭への導入による削減分は「家庭部門」に計上しています。また、事業者への導入による削減分は「産業部門」及び「業務その他部門」に、現状すう勢ケースにおける排出量の比率で按分してそれぞれ計上しています。

※2 削減率 (%) = 2013 年度比の二酸化炭素削減量 ÷ 2013 年度の二酸化炭素排出量

① 現状すう勢ケースによる削減量

現状すう勢ケースの 2030 (令和 12) 年度の二酸化炭素排出量予測による、2013 (平成 25) 年度比の部門・分野別削減量は次のとおりです。

表 3-2 現状すう勢ケースによる削減量

(千 t-CO₂)

部門・分野	2013 (H25) 年度 排出量	2030 (R12) 年度 (現状すう勢ケース) 排出量	削減量	削減率 ^{※1}
産業	27.0	21.9	△5.0	△18.7%
業務その他	6.0	3.4	△2.6	△43.9%
家庭	11.8	7.2	△4.6	△39.2%
運輸	13.3	8.8	△4.5	△33.9%
廃棄物 (一般廃棄物)	1.1	0.8	△0.4	△30.9%
合計	59.3	42.1	△17.2	△29.0%

※端数処理の関係で総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

※1 削減率 (%) = 2013 年度比の二酸化炭素削減量 ÷ 2013 年度の二酸化炭素排出量

② 国等と連携した省エネルギー対策による削減見込量

国の削減目標「温室効果ガス排出量を 2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比 46%削減」の根拠として、「地球温暖化対策計画」には、自治体や事業者等と連携して進める各種対策による省エネルギーや排出削減の見込量が示されています。

これらの各種対策による国全体の削減見込量から、按分により本町の削減見込量を推計した結果、削減見込量は 3.3 千 t-CO₂となり、2013（平成 25）年度比で 5.6%の削減となります。

表 3-3 国等と連携した省エネルギー対策による本町の二酸化炭素削減見込量

部門・分野	国の計画による対策例	削減見込量 (千 t-CO ₂)
産業部門	・省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進 ・燃料転換の推進 ・エネルギー管理の実施 など	△0.8
業務その他部門	・建築物の省エネルギー化 ・高効率な省エネルギー機器の普及 ・BEMS の活用、省エネルギー診断等によるエネルギー管理の実施 など	△0.7
家庭部門	・住宅の省エネルギー化 ・高効率な省エネルギー機器の普及 ・HEMS やスマートメーターを利用したエネルギー管理 など	△0.6
運輸部門	・次世代自動車の普及、燃費改善 ・公共交通機関、自転車の利用促進 ・エコドライブの推進 など	△0.9
廃棄物分野	・プラスチック製容器包装の分別収集 ・廃棄物焼却量の削減 など	△0.3
合計		△3.3

※「地球温暖化対策計画」（2025（令和 7）年 2 月 18 日閣議決定）の関連資料「2030 年度排出削減目標に関する対策・施策の一覧」を参考に、本町における削減見込量を算定しました。

③ 再生可能エネルギーの導入

本町では、既に 3,041kW（FIT 認定情報分）の再生可能エネルギーが導入されていますが、2030（令和 12）年度の二酸化炭素排出削減目標を達成するために、再生可能エネルギーの導入状況やポテンシャル、今後予定されている事業計画等を踏まえ、1,694kW（二酸化炭素排出削減量換算 1,524t-CO₂）の再生可能エネルギーを追加導入する目標を設定します。

再生可能エネルギー導入の方向性として、屋根置きや分散型の太陽光発電の普及による災害時の電源確保や、木質バイオマス熱の利用による冷暖房使用に係る電力消費の削減等を想定します。

表 3-4 再生可能エネルギーの導入目標

種別	追加導入目標	二酸化炭素 排出削減量	参考) 導入 ポテンシャル	参考) 2025 年度導入量
太陽光発電（家庭）	180kW	104t-CO ₂	245,339kW	532kW
太陽光発電（事業所）	234kW	135t-CO ₂		2,509kW
木質バイオマス熱利用（家庭）	80kW	15t-CO ₂	79.657MW	－
木質バイオマス熱利用（事業所）	1,200kW	1,270t-CO ₂		－
合計	1,694kW	1,524t-CO ₂	－	3,041kW

④ 森林吸収量

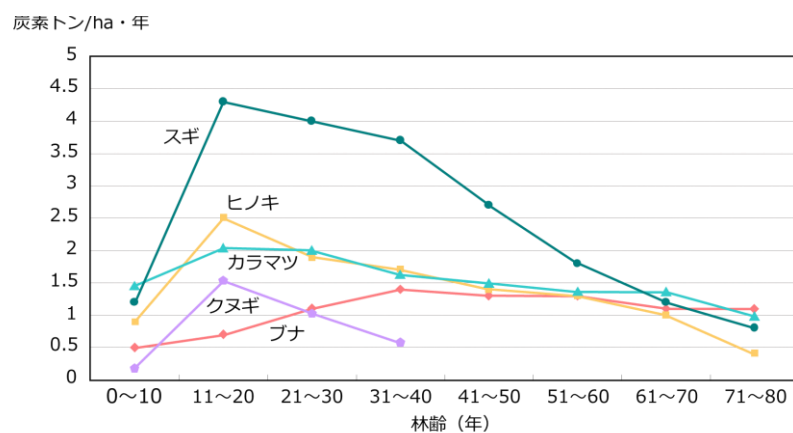
森林による二酸化炭素吸収量の推計に当たっては、「住田町森林整備計画書」の対象森林を対象とします。

本町の森林簿に基づき推計した結果、本町の森林による二酸化炭素吸収量は、2013（平成 25）年度が 125.3 千 t-CO₂、2022（令和 4）年度が 105.8 千 t-CO₂となっており、木材価格の高騰に伴う伐採や再造林の遅れ等を理由に減少しています。

また、2030（令和 12）年度の本町の森林による二酸化炭素吸収量は、95.2 千 t-CO₂と予測されます。

●○●森林による二酸化炭素吸収量の違い●○●

二酸化炭素吸収量は、樹種や林齢によって異なります。針葉樹の方が広葉樹よりも吸収量が多く、若い木の方が高齢の木よりも吸収量が多いため、再造林などの森林整備は二酸化炭素吸収源対策としても有効です。



画像出典：林野庁 「森林・林業白書」をもとに作成

4. 二酸化炭素排出削減等に関する対策・施策

(1) 対策・施策の体系

地域の目指す将来像や二酸化炭素排出削減目標の達成に向けて、本計画で取り組む対策・施策の体系的にまとめました。

施策Ⅰ 省エネルギーの推進	I-1 省エネルギー行動の推進
	I-2 省エネルギー設備の導入
施策Ⅱ 森林の適切な管理、保全	Ⅱ-1 森林の適切な管理、保全
施策Ⅲ 脱炭素なまちづくり	Ⅲ-1 資源循環
	Ⅲ-2 移動の脱炭素化
	Ⅲ-3 気候変動への適応
施策Ⅳ 地域資源の活用	Ⅳ-1 地域の特性に合った再生可能エネルギーの利用
	Ⅳ-2 豊かな町土づくりと地域で生まれる多様な資源の活用
施策Ⅴ 環境意識の啓発	V-1 情報収集、学習機会の創出
	V-2 各主体との連携

(2) 具体的な取組

施策Ⅰ 省エネルギーの推進

省エネルギー行動の推進や省エネルギー設備の導入により、使用する電気や燃料の削減に取り組みます。

【取組指標】— 関連部門・分野：家庭

指標項目	現況	目標 (2030 年度)
家庭部門の 1 人当たり二酸化炭素排出量	8 t-CO ₂ (2022 年度)	7 t-CO ₂
町域の電力消費量	3.088 千 kWh (2024 年度)	3.033 千 kWh
省エネルギー家電設置補助件数	0 件 (2025 年度)	120 件

I -1 省エネルギー行動の推進

住民	・ 不必要な照明や家電製品はこまめに電源を切ります。 ・ 快適な服装を心がけ、部屋の室温を見直します。(目安：夏は 28℃、冬は 20℃) ・ 家族団らんで過ごすなど、クールシェア・ウォームシェアに努めます。 ・ 蛇口やシャワーから水を出したままにしないなど、工夫して水を使います。 ・ 連続して入浴し、追いだきをしないようにします。 ・ 省エネルギー診断を受診し、効果的な省エネルギー行動に努めます。
事業者	・ 不必要な照明や OA 機器等はこまめに電源を切ります。 ・ クールビズやウォームビズを推奨し、部屋の室温を見直します。(目安：夏は 28℃、冬は 20℃) ・ 蛇口から水を出したままにしないなど、工夫して水を使います。 ・ 省エネルギー診断を受診し、設備・機器の見直しや運用改善に努めます。
行政	・ 不必要な照明や OA 機器等はこまめに電源を切ります。 ・ クールビズやウォームビズを推奨し、部屋の室温を見直します。(目安：夏は 28℃、冬は 20℃) ・ クールシェアスポットに関する情報提供や普及啓発に取り組みます。 ・ 蛇口から水を出したままにしないなど、工夫して水を使います。

I -2 省エネルギー設備の導入

住民	・ LED 照明への交換に努めます。 ・ 家電（冷蔵庫、エアコンなど）を買い換える際は、省エネルギー型の製品の選択に努めます。 ・ 高効率給湯器（エコキュート）や節水型の機器の選択に努めます。 ・ 電気やガスの使用量を見える化したり、家電の自動制御をしたりできる、HEMS の設置を検討します。 ・ 家庭用燃料電池（エネファーム）の設置を検討します。 ・ 住宅の新築・改築の際は、ZEH、窓・壁等の断熱などを検討し、省エネルギー性能の向上に努めます。
事業者	・ LED 照明への交換に努めます。 ・ エアコンや換気設備を更新する際は、高効率な製品の選択に努めます。 ・ 高効率給湯器や節水型の機器の選択に努めます。 ・ 電気やガスの使用量を見える化したり、設備の自動制御をしたりできる、BEMS、FEMS の設置を検討します。 ・ コージェネレーションシステムの設置を検討します。 ・ 建物の新築・改築の際は、ZEB、窓・壁等の断熱などを検討し、省エネルギー性能の向上に努めます。
行政	・ 「住田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、住民の先導として役場事業活動における二酸化炭素の排出削減に取り組みます。 ・ 公共施設の LED 化を推進します。 ・ エアコンや換気設備を更新する際は、高効率な製品の調達を推進します。 ・ 高効率給湯器や節水型の機器の調達を推進します。 ・ 電気やガスの使用量を見える化したり、設備の自動制御をしたりできる、BEMS、FEMS の設置を検討します。 ・ 公共施設の新築・改築の際は、ZEB、窓・壁等の断熱などを検討し、省エネルギー性能の向上に取り組みます。

●○○地球温暖化防止に関する取組とその効果●○○

地球温暖化防止に向けた取組は、二酸化炭素の削減だけでなく、健康の維持や家計の削減にもつながります。取組とその効果の例を紹介します。

取組の例	二酸化炭素削減 効果（月）	その他の効果
使っていない家電や照明のスイッチをこまめに切る	1.8kg-CO ₂ /世帯	159 円/月の節約
服装による調節を心がけて、部屋の室温を見直す（目安：夏は約 28℃、冬は約 20℃）	3.4kg-CO ₂ /世帯	325 円/月の節約 + 快適な生活
水を出しっぱなしにしないなど、工夫して水を使う	0.9kg-CO ₂ /世帯	1,290 円/月の節約
日時・時間指定、コンビニ受取などにより、宅配便を 1 回で受け取る	0.6kg-CO ₂ /人	時間の有効活用
適量のご飯を残さず食べる	0.5kg-CO ₂ /世帯	742 円/月の節約 + 健康的な食生活
マイバッグの利用、ごみの分別などによりプラスチック等のごみを削減する	2.4kg-CO ₂ /世帯	317 円/月の節約 + 楽しく快適に
エコドライブを実践する	9.8kg-CO ₂ /台	780 円/月の節約

※二酸化炭素削減量、節約金額は、世帯人数や電気等の使用量により異なります。

出典：いわてわんこ節電所「家庭のエコチェック」（岩手県）

●●●家電の買換比較システム「しんきゅうさん」を使ってみよう●●●

自宅の家電製品を省エネルギー製品に買い換えた場合に、電気代がどれだけ削減できるかを知りたい場合は、環境省が公開している「しんきゅうさん」を使ってみましょう。

現在使用している家電製品と買換予定の家電製品の情報を入力すると、年間の消費電力量や電気代、二酸化炭素排出量がどれだけ削減できるかを簡単に確認することができます。

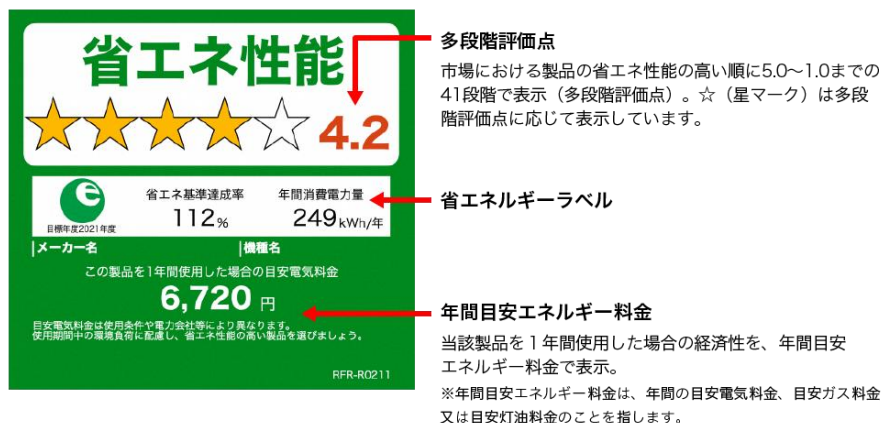
また、家電製品の比較ができるだけでなく、省エネルギー製品の選び方や使い方も解説されています。



画像出典：デコ活ホームページ（環境省）

●●●省エネルギー製品を選ぶときの基準●●●

家電等の小売事業者は、国の定める省エネルギー基準（トップランナー基準）の達成度合い等の省エネルギー性能を、製品に「統一省エネラベル」等で分かりやすく表示しています。家電等の買換の際は、このラベルがついているかも製品選びの参考になります。

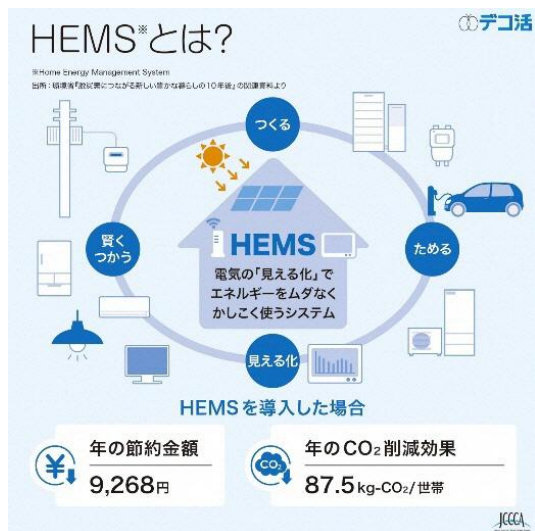


画像出典：省エネポータルサイト（資源エネルギー庁）

●○●EMS とは？ ●○●

EMS（Energy Management System）は、使用電力量の見える化や機器の自動制御などによりエネルギー消費量を最適に管理するためのシステムです。家庭を対象とした HEMS、オフィスビルや商業施設を対象とした BEMS、工場などの産業施設を対象とした FEMS などがあります。

EMS の導入により、電気代金の削減や快適でエコな生活が期待されます。



画像出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

●○●ZEH、ZEB とは？ ●○●

ZEH（Net Zero Energy House）、ZEB（Net Zero Energy Building）は、建物の断熱性能の向上、設備の省エネルギー化などにより使用するエネルギーの量を減らすとともに、再生可能エネルギーの導入により使用するエネルギーをつくることで、年間で消費するエネルギー量の収支をゼロとすることを目指した建物です。

特に、住宅の断熱は、省エネルギー化だけでなくヒートショックのリスクを低減する効果も期待されます。



画像出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

施策Ⅱ 森林の適切な管理、保全

本町の特性でもある森林等の適切な管理・保全により、二酸化炭素の吸収源対策に取り組めます。

【取組指標】— 関連部門・分野：森林吸収量

指標項目	現況	目標※ (2030年度)
除間伐面積（過去5年累積）	75ha (2024年度)	75ha
再造林面積（過去5年累積）	330ha (2024年度)	330ha

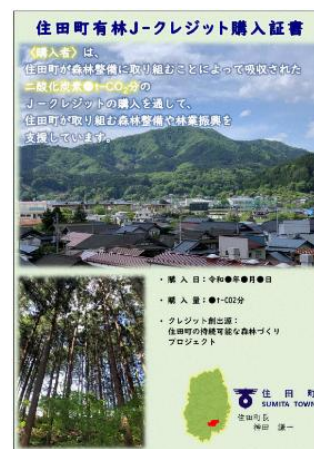
Ⅱ-1 森林等の管理・保全

住民	・山菜やきのご採りをするときは、ごみを持ち帰るなどのマナーを守ります。 ・下刈、枝打ち、除間伐などを励行し、計画的な森林管理に努めます。
事業者	・林業）森林管理認証の加入に努めます。 ・林業）計画的な植栽を行い、森林資源の蓄積に努めます。 ・林業）下刈、枝打ち、除間伐などを励行し、計画的な森林管理に努めます。 ・林業）計画的な伐採により、水源かん養と土砂流出の防備に努めます。
行政	・対象森林及び林地を把握し、計画的な伐採や伐採後の植林など、環境に配慮した森林施業や管理を行います。 ・町有林整備によって創出されたクレジットを販売することで、事業者等が行う脱炭素の取組を支援します。

●○○町有林のJ-クレジット販売の取組●○○

J-クレジットとは、国内で実施される二酸化炭素の排出削減・吸収プロジェクトによって実現された排出削減量・森林吸収量を、カーボン・オフセットに用いるためのクレジットとして国が認証する制度です。

本町では、町有林で実施した間伐や再造林などの森林整備の実績をもとに、J-クレジットを発行・販売し、その収益を町有林の整備等に活用しています。



画像出典：住田町

施策Ⅲ 脱炭素なまちづくり

資源循環や移動の脱炭素化、気候変動への適応により、循環型社会の形成や持続可能なまちづくりに取り組みます。

【取組指標】— 関連部門・分野：廃棄物（一般廃棄物）、運輸

指標項目	現況	目標 (2030 年度)
可燃ごみの総排出量	910.2 t (2024 年度)	819.2 t
住民のエコカー※の保有割合（アンケート）	17.8% (2025 年度)	25.0%

※エコカーは、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車などを指します。

Ⅲ-1 資源循環

住民	・ 廃棄物の減量化、3R 運動に取り組みます。 ・ ごみは、正しく分別します。 ・ 量り売りや詰め替えのできる商品を購入します。 ・ 紙コップ、割り箸など、使い捨て商品の利用を控えます。 ・ 過剰な包装は断ります。 ・ 資源古紙のリサイクルに取り組みます。 ・ 家電やパソコンは、法令に基づきリサイクル処理します。 ・ 小型家電は回収ボックスを活用し、リサイクルの促進に協力します。 ・ 生ごみ処理器により、その堆肥化利用に取り組みます。 ・ 牛乳パック、トレイなどは、商店などに設置されている分別回収ボックスに出します。 ・ 適量のご飯を残さず食べるなど、食品ロスの削減に努めます。 ・ 家庭で余っている食品を集めてフードバンク等に寄付する、フードドライブに協力します。 ・ マイボトル、マイバッグの利用など、プラスチックごみの削減に取り組みます。 ・ 今持っている服を長く着る、古着を購入したり譲ったりするなど、サステナブルファッションに取り組みます。 ・ グリーン商品やエコマーク商品など、環境に配慮した商品の選択に努めます。 ・ フロンガスを使用している家電製品は、定められた方法で適正に処理します。
----	--

事業者	・ 共通) 廃棄物の減量化、3R 運動に取り組みます。 ・ 共通) 事業活動にともない生じる廃棄物は、事業系廃棄物として適正に処理します。 ・ 農業) 家畜排せつ物は適正に管理し、堆肥としての利用に取り組みます。 ・ 製造業) 再生原料を使用した製品等、環境にやさしい商品の開発や製造に努めます。 ・ 製造業) リサイクルが容易な素材を使用した製品など、ごみの減量化や再資源化に適した商品の開発や製造に努めます。 ・ 製造業) 製品の梱包は簡易包装に努めるとともに、リサイクルが容易な材料を活用します。 ・ 小売業) 過剰な包装を自粛します。 ・ 小売業) マイバック運動を推進します。 ・ 小売業) エコマーク商品など、環境への負荷が少ない製品の販売に努めます。 ・ 小売業) 牛乳パック、トレイなどの分別回収ボックスの設置に努めます。 ・ 飲食・旅館業など) 生ごみの発生を抑えるため、食材の効率的な利用を図ります。
行政	・ 資源ごみ（ダンボールや資源古紙）やプラスチックごみの分別を徹底し、生活系ごみの減量化を図ります。 ・ グリーン購入法に基づく特定調達品目の購入等に努めます。 ・ 畜産排せつ物を適正処理するため、耕種農家と連携した循環利用を推進します。

Ⅲ-2 移動の脱炭素化

住民	・ アイドリングストップや「eスタート」など、エコドライブを心がけます。 ・ 出かけるときは、距離や行き先に応じて徒歩や自転車、公共交通機関の利用を選択します。 ・ 宅配便は、日時・時間指定やコンビニ受取を活用し、1回で受け取るようにします。 ・ テレワークやオンライン会議を活用します。 ・ カーシェアやレンタカーを活用します。 ・ エコカー（ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車など）の購入・利用を検討します。 ・ エコカー導入と合わせて、EV充電スポットなどの整備を検討します。
事業者	・ 共通）アイドリングストップや「eスタート」など、エコドライブを心がけます。 ・ 運輸業）エコカー（ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車など）の導入に努めます。 ・ 運輸業）エコカー導入と合わせて、EV充電スポットなどの整備を検討します。 ・ 運輸業）過積載しないよう注意します。
行政	・ アイドリングストップや「eスタート」など、エコドライブを心がけます。 ・ 公用車のエコカー（ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車など）導入を検討します。 ・ エコカー導入と合わせて、EV充電スポットなどの整備を検討します。

●●●エコドライブとは？●●●

エコドライブとは、燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化につなげる“運転技術”や“心がけ”のことです。取り組むことで交通事故の削減にもつながります。

例として、ふんわりアクセルや加速・減速の少ない運転、タイヤの空気圧チェック等があります。

また、電気自動車やプラグインハイブリッド車の利用や、これらの充電に再生可能エネルギーを使って発電した電力を使うことでさらに二酸化炭素排出量を減らすことができます。

Ⅲ-3 気候変動への適応

住民	・ 暑さを避ける、こまめな水分補給、暑さに備えた体作りなどの熱中症対策をします。 ・ グリーンカーテンなどの暑さを和らげる対策をします。 ・ 虫よけスプレーや蚊取り線香の使用、家の周囲の不要な水たまりをなくすなど、感染症を媒介する蚊に刺されない、蚊を発生させない対策をします。 ・ ハザードマップの確認、食料や水の備蓄など、豪雨・洪水・土砂災害などへ備えます。 ・ 渇水時の節水に協力します。
事業者	・ 従業員に対し、熱中症や感染症予防に関する普及啓発を行います。 ・ 暑熱対策や休憩場所の整備など、職場の作業環境を管理します。 ・ BCP の策定や運用を行います。 ・ ハザードマップの確認など、豪雨・洪水・土砂災害などへ備えます。
行政	・ 従業員に対し、熱中症や感染症予防に関する普及啓発を行います。 ・ 暑熱対策や休憩場所の整備など、庁内の作業環境を管理します。 ・ BCP の策定や運用を行います。 ・ ハザードマップの作成、周知など、豪雨・洪水・土砂災害などへ備えます。

施策Ⅳ 地域資源の活用

再生可能エネルギーの利用や発電設備の導入により、エネルギーの地産地消や地域防災、エネルギー代金の域外流出防止に取り組みます。また、豊かな町土づくりや地域で生まれる多様な資源の活用により、環境負荷の低減等に取り組みます。

【取組指標】— 関連部門・分野：家庭

指標項目	現況	目標 (2030年度)
林地残材の活用方法の創出	0件 (2025年度)	1件
家庭用太陽光発電導入率（アンケート）	13.1% (2025年度)	15.0%

Ⅳ-1 地域の特性に合った再生可能エネルギーの利用

住民	・再生可能エネルギー由来の電力を使用したプランの選択に努めます。 ・太陽光発電や木質バイオマス熱利用など、町の特性や家庭の状況に適した再生可能エネルギーの導入に努めます。 ・車のバッテリーに備えた電気を家庭用電源として活用できる、V2Hなどの設置を検討します。
事業者	・再生可能エネルギー由来の電力を使用したプランの選択に努めます。 ・太陽光発電や木質バイオマス熱利用など、町の特性や事業所の状況に適した再生可能エネルギーの導入に努めます。 ・発電事業者）再生可能エネルギー事業を実施する際は、法令を遵守し、環境や景観に十分に配慮します。
行政	・再生可能エネルギー由来の電力を使用したプランの選択に努めます。 ・木質燃料燃焼機器の公共施設等への導入により、木質バイオマスのエネルギー利用を推進します。 ・公共施設への太陽光発電設備や蓄電池の設置を検討します。 ・環境に影響を与える可能性が大きい大規模な風力、太陽光などの再生可能エネルギー導入を調整するため、一定規模以上の導入計画の把握や必要な調査、適正な執行に向けた指導をします。

IV-2 豊かな町土づくりと地域で生まれる多様な資源の活用

住民	・農地の適正な維持管理に努めます。 ・できるだけ地産（岩手県産等）で旬の食材を選ぶようにします。 ・住宅を建築する際は、地域材を利用するように努めます。
事業者	・農業）有機栽培、無農薬、減農薬、減化学肥料農業に取り組めます。 ・農業）炭化处理や肥料化处理された鶏ふん、高機能バイオ炭の活用に努めます。 ・建設業）地元または県内産の木材や間伐材を利用するように努めます。
行政	・中山間地域等直接支払制度の促進、集落協定の締結により、農業生産力を維持するとともに、農地が持つ多面的機能を保全します。 ・公共施設建設の際は、地元産材の利用を推進します。

●●●鶏ふんやバイオ炭の活用●●●

鶏の飼育に伴い生産農場で発生する鶏ふんは、炭化处理や肥料化处理により、農地等の融雪剤や肥料等として活用されています。

バイオ炭とは、木材や家畜排せつ物等の生物資源を材料とした炭化物のことです。

どちらも土壌を改良する効果があり、短期間で良質な土壌造りができるため、農業の収益安定につながるほか、土壌に撒くことで二酸化炭素を土壌に閉じ込めるため、カーボン・クレジットを生み出し、SDGs への貢献や脱炭素につながります。

本町では、岩手県内の農業に関する課題解決等を目的とし、事業者や岩手県内の農業組合等と包括的連携協定を結び、高機能バイオ炭の開発等の取組を支援しています。



画像出典：株式会社 TOWING

施策Ⅴ 環境意識の啓発

情報収集・学習機会の創出や各主体との連携により、本町内だけでなく町外の様々な主体と協力して二酸化炭素の削減に取り組みます。

【取組指標】— 関連部門・分野：部門・分野横断

指標項目	現況	目標 (2030年度)
森林環境学習※の参加者数	延べ433人 (2024年度)	延べ450人
広報やSNS等を活用した環境保全に関する情報提供回数	不定期	4回/年

※森林環境学習は、「森の保育園」「森林環境学習」「森の保育園・ボランティア」「森林環境学習」「種山ヶ原散策会」「森林環境学習指導者養成講座」を対象とします。

V-1 情報収集・学習機会の創出

住民	・環境や地球温暖化対策に関する情報を自ら収集するよう心がけます。 ・本町の自然の魅力を町外に発信するよう心がけます。 ・森林環境学習や自然観察会などの環境に関する講座やボランティア活動に参加します。 ・森林、河川、公園などの環境保全活動や清掃美化活動に参加します。
事業者	・環境や地球温暖化対策に関する情報を自ら収集するよう心がけます。 ・職場内での環境学習を充実させ、従業員の環境保全意識の高揚に努めます。 ・職場内の環境の取組を発信するよう心がけます。 ・森林環境学習や自然観察会などの環境に関する講座やボランティア活動に参加します。 ・森林、河川、公園などの環境保全活動や清掃美化活動に参加します。
行政	・国や県、本町が実施する地球温暖化対策に関する運動や補助制度について情報を発信します。 ・森林、河川、公園などの環境保全活動や清掃美化活動を実施します。 ・種山ヶ原森林公園等の森林・林業体験ゾーンを活用し、保育園・小学校・中学校・高校・一般を対象とした森林環境学習を継続して開催します。

V-2 各主体との連携

住民	・ 事業者や行政が実施する環境保全事業や地球温暖化対策に協力します。
事業者	・ 住民が行う環境保全や地球温暖化対策の取組を支援します。 ・ 行政が実施する環境保全事業や地球温暖化対策に協力します。
行政	・ 住民や事業者が行う環境保全事業や地球温暖化対策を支援し、取り組みやすい環境づくりを行います。 ・ 国や岩手県、近隣の自治体と情報交換を行うなど、連携して地球温暖化対策に取り組みます。 ・ 森の案内人等が実施する森林環境学習の支援や後継者、ボランティアを育成します。

5. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

(1) 地域脱炭素化促進事業の概要

地球温暖化対策推進法では、環境への配慮や円滑な合意形成を図りながら、地域の課題解決に貢献する再生可能エネルギー事業を実施するため、地域脱炭素化促進事業制度を定めています。

地域脱炭素化促進事業に認定された事業者には、事業に関する許可等の手続きのワンストップ化や配慮書手続の省略等の特例を受けることができるなど、手続きの効率化の面でメリットがあります。

この制度における、本町の主な役割は次のとおりです。

<本町の主な役割>

- ◆ 地方公共団体実行計画（区域施策編）において、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めること
- ◆ 地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画を認定すること

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項には次の内容があり、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下、「促進区域」という。）等の設定に当たっては、地球温暖化対策推進法施行規則や岩手県が定める基準に従うとともに、地域のステークホルダーが参画した協議会等による合意形成が重要とされています。

<地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項>

- ◆ 地域脱炭素化促進事業の目標
- ◆ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）
- ◆ 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- ◆ 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組
- ◆ 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組
 - 地域の環境保全のための取組
 - 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

(2) 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）

促進区域は、地球温暖化対策推進法の施行規則や岩手県の基準によって定められた、促進区域から除外すべき区域を除き、環境配慮や社会的配慮等の観点や再生可能エネルギーのポテンシャルも考慮したうえで設定します。

環境省は、促進区域の類型として次の4つを設定しています。本町では、主に公有地・公共施設活用型や事業者提案型による促進区域の設定が想定されます。

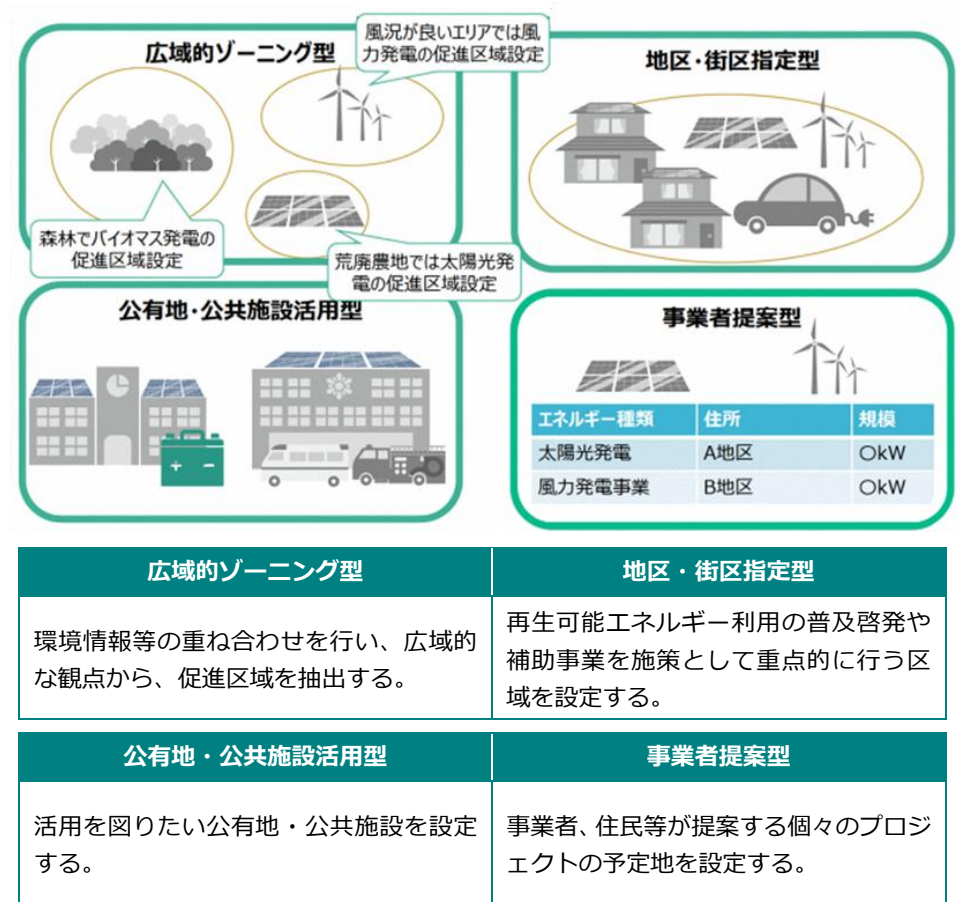


図 5-1 促進区域の類型

出典：環境省 「地域脱炭素化促進事業制度」

(3) 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組

地球温暖化対策推進法では、地域脱炭素化促進事業の一環として、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組を行うこととしています。

①地域の環境保全のための取組

本町での再生可能エネルギー事業実施に当たっては、国や県が定める基準やガイドラインのほか、町の環境や景観、周囲の生活環境への配慮等の観点を踏まえた対策を講じる必要があります。

【地域の環境保全のための取組の例】

- ◆ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項
大気への影響、悪臭や騒音による影響、水の濁りや汚れによる影響、重要な地形及び地質への影響、土地の安定性への影響、反射光や風車の影による影響等の防止に努めます。
- ◆ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項
アツモリソウ等の重要な動植物や及びその生息地や群落への影響、地域を特徴づける生態系への影響等への配慮に努めます。
- ◆ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項
種山ヶ原や五葉山、気仙川、滝観洞等の眺望点や景観資源、眺望景観への影響、人と自然との触れ合いの活動の場への影響等への配慮に努めます。

②地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

本町での再生可能エネルギー事業実施に当たっては、事業者の可能な範囲で次のような取組を合わせて実施することで、地域経済の活性化や地域課題の解決に貢献することが望めます。

【地域の経済への貢献の例】

- ◆ 発電で得られた電気を自家消費したり、余剰電力を町内の公共施設や家庭、事業所へ供給したりして、エネルギーを域内循環させます。
- ◆ 設備の施工や運用、保守点検等に当たっては、地元の事業者と協働するなど、再生可能エネルギー事業の運用に係る雇用創出や人材育成に努めます。
- ◆ 地域の金融機関や住民のファイナンス主体としての事業への参画を検討します。

【地域における社会的課題の解決の例】

- ◆ 再生可能エネルギーの非常時の災害用電源としての活用や、EV シェアリング、グリーンスローモビリティの導入・活用等により、他の政策分野の課題解決にも協力します。
- ◆ 再生可能エネルギー事業に伴う発電余熱の施設園芸への活用や、燃焼残渣物の有機肥料としての活用等に努めます。
- ◆ 将来の解体処理等を見据えた資産除去債務の計上、積立金の適正管理を行います。
- ◆ 地域行事への参加、地元の事業者や学生への技術の共有、教育などに協力し、地域の環境意識の向上を図ります。

6. 気候変動適応策

(1) 気候変動適応策とは

気候変動対策には、「緩和策」と「適応策」の2つがあります。

「緩和策」は、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入、森林吸収等により、地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減する取組です。「適応策」は、自然・社会・経済活動を気候の変化に対応させることにより、気候変動の影響による被害を回避・軽減する取組です。

気候変動による影響は既に現れているため、「緩和策」だけでは気候変動による影響に完全に備えることができません。そのため、「適応策」により両者を補い合いながら対策していく必要があります。



図 6-1 緩和策と適応策

出典：A-PLAT 気候変動適応情報プラットフォーム

(2) 分野の影響と将来予測

① 気候変動適応に関する基本的な考え方

本町の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくに当たり、以下の2つの観点から、本町が今後重点的に取り組む分野・項目を選定します。

- 観点1：国の気候変動適応計画、県実行計画において、「重大性」「緊急性」「確信度」が特に大きい、あるいは高いと評価されており、本町にも該当する項目

観点2：本町において、気候変動によると考えられる影響が既に生じている、あるいは本町の地域特性を踏まえて重要と考えられる分野・項目

表 6-1 本町で気候変動への適応に向けて重点的に取り組む分野・項目

分野	大項目	小項目	国の評価			選定理由	
			重大性	緊急性	確信度	観点 1	観点 2
農業・林業	農業	水稲	○	○	○	●	
		果樹	○	○	○	●	
		麦、大豆等 (土地利用型作物)	○	△	△	●	
		野菜等	◇	○	△	●	
		畜産・飼料作物	○	○	△	●	
		畜産・飼料作物	○	△	△	●	
		病虫害・雑草等	○	○	○	●	
		農業生産基盤	○	○	○	●	
	林業	木材生産（人工林等）	○	○	△		●
	その他	鳥獣害による影響	○	○	□	●	
水環境・水資源	水環境	河川	◇	△	□	●	
自然生態系	分布・個体群数の変動		○	○	△	●	
自然災害	河川	洪水	○	○	○	●	
	山地（土砂災害）		○	○	○	●	
	山地（山地災害、治山・林道施設）		○	○	○	●	
健康	暑熱	熱中症等	○	○	○	●	
	感染症	節足動物媒介感染症	○	○	△	●	
産業・経済活動	エネルギー需給		◇	□	△	●	
町民生活等	インフラ等	水道、交通等	○	○	○	●	
	文化・歴史	生物季節	◇	○	○	●	
	その他	暑熱による生活への影響等	○	○	○	●	
【重大性】○：特に重大な影響が認められる ◇：影響が認められる －：現状では評価できない 【緊急性】○：高い △：中程度 □：低い －：現状では評価できない 【確信度】○：高い △：中程度 □：低い －：現状では評価できない							

② 分野ごとの影響と将来予測

県実行計画で示されている気候変動に伴う分野ごとの影響や将来予測のうち、本町に関連する内容に関する概要は、次のとおりです。

表 6-2 本町の気候変動による影響

分野	大項目	小項目	気候変動による影響
農業・林業	農業	水稻	・高温による品質の低下、収量への影響
		果樹	・着色不良等の品質低下、栽培適地の変化
		麦、大豆等 (土地利用型作物)	・高温による品質の低下、収量への影響
		野菜等	・収穫の早期化、生育障害 ・園芸施設の倒壊・破損被害の発生
		畜産・飼料作物	・成育や肉質の低下、暑熱による死亡 ・高温、乾燥による生育の停滞
		病害虫・雑草等	・発生量の増加、分布域の拡大
		農業生産基盤	・多雨年と渇水年の変動幅の拡大 ・集中豪雨の発生
	林業	木材生産（人工林等）	・スギの衰退 ・マツ材線虫病被害による影響
	その他	鳥獣害による影響	・野生鳥獣による農林業被害
水環境・水資源	水環境	河川	・水温の上昇
自然生態系	分布・個体群数の変動		・気温上昇や融雪時期の早期化等による植生の衰退、分布の変化 ・モウソウチクやマダケの分布上限、北限付近分布の拡大 ・ニホンジカやイノシシ等の野生鳥獣の増加、生息域の拡大 ・魚類の繁殖時期の早期化・長期化、暖温帯性・熱帯性の水生生物の分布北上等
自然災害	河川	洪水	・洪水や内水氾濫の発生頻度の増加
	山地（土砂災害）		・降雨条件の変化による土砂災害発生リスクの増加
	山地（山地災害、治山・林道施設）		・山地災害、流木災害が頻発化、激甚化
健康	暑熱	熱中症等	・熱中症の増加
	感染症	節足動物媒介感染症	・蚊やダニを媒介とした感染症の増加
産業・経済活動	エネルギー需給		・猛暑による電力需要の増加
町民生活等	インフラ等	水道、交通等	・大雨、台風、渇水等による交通網やライフラインの寸断
	文化・歴史	生物季節	・サクラの開花、動物の初鳴き等の時期の変化
	その他	暑熱による生活への影響等	・熱中症リスクの増大、快適性の損失 ・ストレスの増加、だるさ・疲労感の増幅等

(3) 分野・項目別の主な基本施策

国や県と連携しながら気候変動による被害の状況や将来予測、それらへの対策に関する最新の情報を収集し、本町の地域特性を踏まえた取組を検討していきます。

表 6-3 本町の主な適応策

分野	適応策の内容
農業・ 林業	・ 田植え時期の見直し、新品種の導入 ・ 畜産の適切な飼育管理、施設管理 ・ 森林の多面的機能、木材生産機能、水源涵養機能の維持・増進
水環境・ 水資源	・ 県との連携による水質の監視
自然生態系	・ 希少な動植物、野生鳥獣のモニタリング、個体数管理
自然災害	・ 河川改修等の治水対策 ・ ハザードマップの周知、防災情報の発信
健康	・ 熱中症予防に関する情報発信、注意喚起 ・ 関係機関と連携した感染症の予防や対策の推進
産業・ 経済活動	・ 建物の省エネルギー化促進 ・ 自立分散型のエネルギーや蓄電池等の導入促進 ・ 地域材や木質バイオマスの利活用促進
町民生活・ 都市生活	・ 関係機関と連携した気候変動への適応策に関する普及啓発 ・ 公園緑地等の保全・創出 ・ 生物季節の変化等に関する情報発信

7. 計画の実施及び進捗管理

(1) 推進体制

本計画が掲げる環境像「森・水・土の恵みが循環し 次世代へ豊かな自然をつなぐ 脱炭素の町すみた」を実現するためには、計画が着実に実行される仕組みを整備し、その実効性を確保することが重要です。

本町では、首長をトップとし、関係する全ての部局が参画する横断的な庁内体制を構築・運営するとともに、庁外部署や「住田町環境審議会」とも連携して取組を進めます。

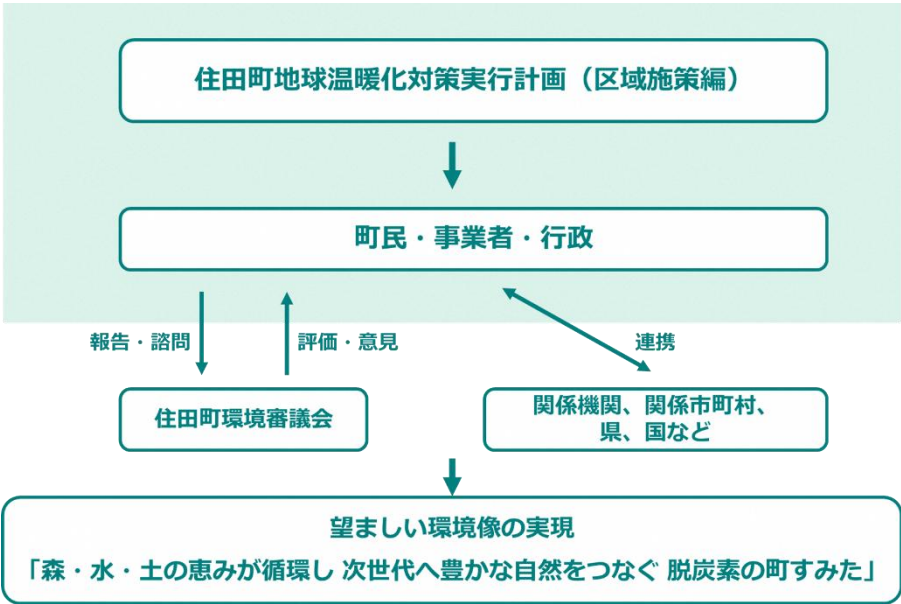


図 7-1 本計画の推進体制

(2) 各主体の役割

本計画の取組は住民・事業者・行政の様々な活動に関連するため、推進するためには各主体による自主的・積極的な行動と、参加・協力が不可欠です。

住民・事業者 の役割	地球温暖化や気候変動の影響への理解を深めて、自らの問題としてとらえ、できることから行動に移していくことが大切です。 関連情報の収集、エネルギーの消費や廃棄物削減等に努め、行政の地球温暖化対策へ協力することが期待されます。
行政の役割	本計画に掲げる施策の実施等、国や県、その他関係機関等と連携し、率先して地球温暖化対策に取り組みます。 また、住民や事業者の取組を促進するため、情報の収集や発信を行います。

(3) 進捗管理・評価

本計画の進行管理は、PDCA サイクルを取り入れ、実行性のあるものとします。

毎年度、区域の二酸化炭素排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題を評価します。

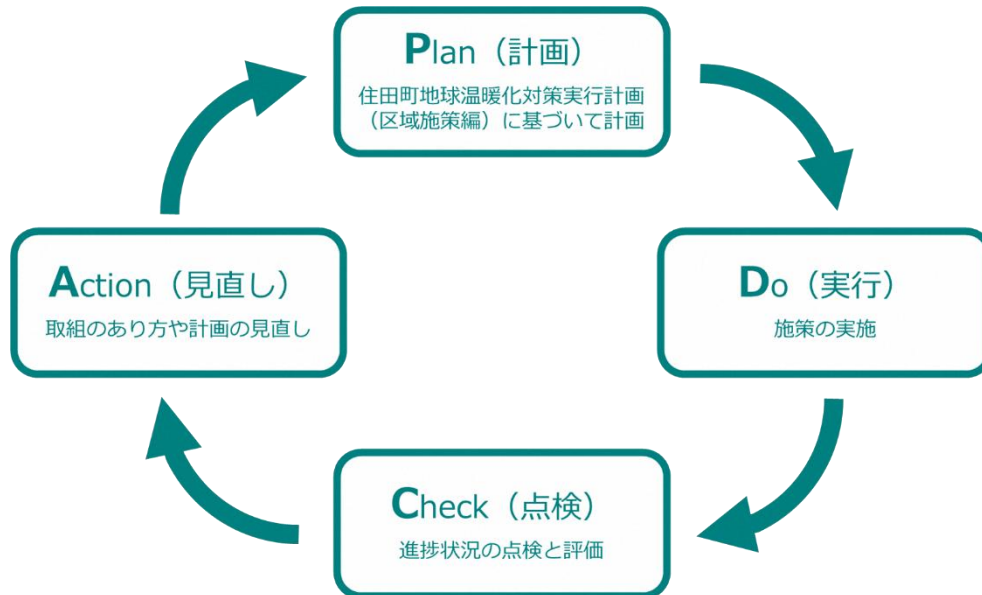


図 7-2 本計画の進行管理

8. 参考資料

(1) 部門・分野別の二酸化炭素排出量、森林吸収量の推計方法

温室効果ガス排出量は、温暖化対策推進法施行令で定められた計算式に、一定期間における生産量、使用量、焼却量等の活動指標^{※1}をあてはめ、温室効果ガスの種類ごとに定められた地球温暖化係数^{※2}を乗じた量の合計により求められます。

また、本計画における各部門・分野の二酸化炭素排出量は、環境省の「自治体排出量カルテ」の各部門別の算出方法に基づき、①から⑧の式で算定されています。

なお、計算に用いる係数（44/12）は、炭素から二酸化炭素への換算係数です。

※1 活動指標は、地球温暖化対策の推進に関する施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 3 条第 1 項に定められています。

※2 本計画の対象は二酸化炭素のみのため、地球温暖化係数はすべて「1」です。

① 産業部門（製造業）の算定方法

製造業から排出される二酸化炭素は、製造業の製造品出荷額等に比例すると仮定し、県の製造品出荷額等当たりの炭素排出量に対して、本町の製造品出荷額等を乗じて算定されています。

本町の二酸化炭素排出量 [千 t-CO₂]

$$= \frac{\text{岩手県の製造業炭素排出量 [千 t-C]}}{\text{岩手県の製造品出荷額等 [億円]}} \times \text{本町の製造品出荷額 [億円]} \times 44/12$$

② 産業部門（建設業・鉱業）の算定方法

建設業・鉱業から排出される二酸化炭素は、建設業・鉱業の従業者数に比例すると仮定し、岩手県の従業者数当たりの炭素排出量に対して、本町の従業者数を乗じて算定されています。

本町の二酸化炭素排出量 [千 t-CO₂]

$$= \frac{\text{岩手県の建設業・鉱業炭素排出量 [千 t-C]}}{\text{岩手県の従業者数 [人]}} \times \text{本町の従業者数 [人]} \times 44/12$$

③ 産業部門（農林水産業）の算定方法

農林水産業から排出される二酸化炭素は、農林水産業の従業者数に比例すると仮定し、岩手県の従業者数当たりの炭素排出量に対して、本町の従業者数を乗じて算定されています。

$$\begin{aligned} & \text{本町の二酸化炭素排出量 [千 t-CO}_2\text{]} \\ &= \frac{\text{岩手県の農林水産業炭素排出量 [千 t-C]}}{\text{岩手県の従業者数 [人]}} \times \text{本町の従業者数 [人]} \times 44/12 \end{aligned}$$

④ 業務その他部門の算定方法

業務その他部門から排出される二酸化炭素は、業務その他部門の従業者数に比例すると仮定し、岩手県の従業者数当たりの炭素排出量に対して、本市の従業者数を乗じて算定されています。

$$\begin{aligned} & \text{本町の二酸化炭素排出量 [千 t-CO}_2\text{]} \\ &= \frac{\text{岩手県の業務その他部門炭素排出量 [千 t-C]}}{\text{岩手県の従業者数 [人]}} \times \text{本町の従業者数 [人]} \times 44/12 \end{aligned}$$

⑤ 家庭部門の算定方法

家庭部門から排出される二酸化炭素は、世帯数に比例すると仮定し、岩手県の世帯数当たりの炭素排出量に対して、本町の世帯数を乗じて算定されています。

$$\begin{aligned} & \text{本町の二酸化炭素排出量 [千 t-CO}_2\text{]} \\ &= \frac{\text{岩手県の家庭部門炭素排出量 [千 t-C]}}{\text{岩手県の世帯数 [世帯]}} \times \text{本町の世帯数 [世帯]} \times 44/12 \end{aligned}$$

⑥ 運輸部門（自動車）の算定方法

運輸部門（自動車）から排出される二酸化炭素は、自動車の保有台数に比例すると仮定し、全国の保有台数当たりの炭素排出量に対して、本町の保有台数を乗じて算定されています。

$$\begin{aligned} & \text{本町の二酸化炭素排出量 [千 t-CO}_2\text{]} \\ &= \frac{\text{全国の自動車車種別炭素排出量 [千 t-C]}}{\text{全国の自動車車種別保有台数 [台]}} \times \text{本町の自動車車種別保有台数 [台]} \times 44/12 \end{aligned}$$

⑦ 運輸部門（鉄道）の算定方法

運輸部門（鉄道）から排出される二酸化炭素は、人口に比例すると仮定し、全国の人口当たりの炭素排出量に対して、本町の人口を乗じて算定されています。

本町の二酸化炭素排出量 [千 t-CO₂]

$$= \frac{\text{全国の人口当たり炭素排出量 [千 t-C]} \times \text{本町の人口 [人]} \times 44/12}{\text{全国の人口 [人]}}$$

⑧ 廃棄物分野（一般廃棄物）の算定方法

一般廃棄物から排出される二酸化炭素は、岩手沿岸南部広域環境組合が管理している一般廃棄物焼却施設（岩手沿岸南部クリーンセンター）で焼却される非バイオマス起源のプラスチックごみ及び合成繊維の量に対して、排出係数を乗じて算定されています。

また、本町では同組合で一般廃棄物の広域処理を行っており、市町ごとの処理量が不明なため、同組合の焼却処理量を組合負担金で按分して算出されています。

※環境省の「自治体排出量カルテ」の排出係数は、プラスチック類比率「2.77 (t-CO₂/t)」、全国平均合成繊維比率「2.29 (t-CO₂/t)」が使用されています。

※プラスチック類比率または水分率が不明（0を含む）の場合は、一般廃棄物中のプラスチックごみの焼却量（乾燥ベース）を「(1 - 水分率) × プラスチック類比率 = 0.145」として算定されています。

※全国平均合成繊維比率は、「0.028」とされています。

本町の二酸化炭素排出量 [千 t-CO₂]

$$= \text{焼却処理量 [千 t]} \times (1 - \text{水分率}) \times \text{プラスチック類比率} \times 2.77$$

$$+ \text{焼却処理量 [千 t]} \times \text{全国平均合成繊維比率 [0.028]} \times 2.29$$

$$\text{焼却処理量按分比率} = \text{本町の分担金 (ごみ)} / \text{岩手沿岸南部広域環境組合の処理経費 (ごみ)}$$

⑨ 森林吸収量の算定方法

森林吸収量は、環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」の森林全体の炭素蓄積変化を推計する手法に基づき算定しています。

本町の森林吸収量 [千 t-CO₂]

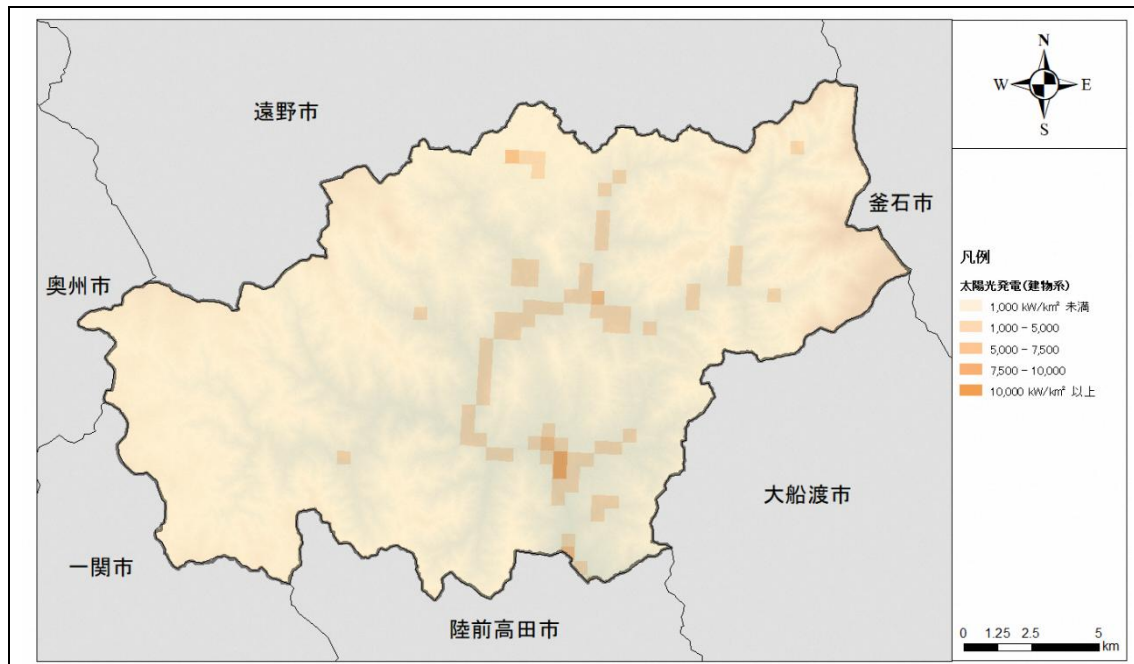
$$= \text{年間幹成長量 [m³]} \times \text{拡大係数} \times (1 + \text{地下部比率}) \times \text{容積密度 [t/m³]} \\ \times \text{炭素含有率} \times 44/12$$

(2) 再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ

地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入をするため、環境省の「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」等をもとに、本町の導入ポテンシャルを整理します。

開発が制限される可能性のある範囲等については、面的に表示ができるものの一部を掲載しています。事業検討に当たっては、掲載されている基準以外の条件も確認が必要です。

① 太陽光発電（建物系）



【ポテンシャル】

世田米駅周辺のポテンシャルが比較的高くなっています。

【開発が制限される可能性のある範囲等】

広域で導入が制限される範囲はありませんが、設置に当たっては法令・省令の遵守や近隣への景観等の配慮が必要です。

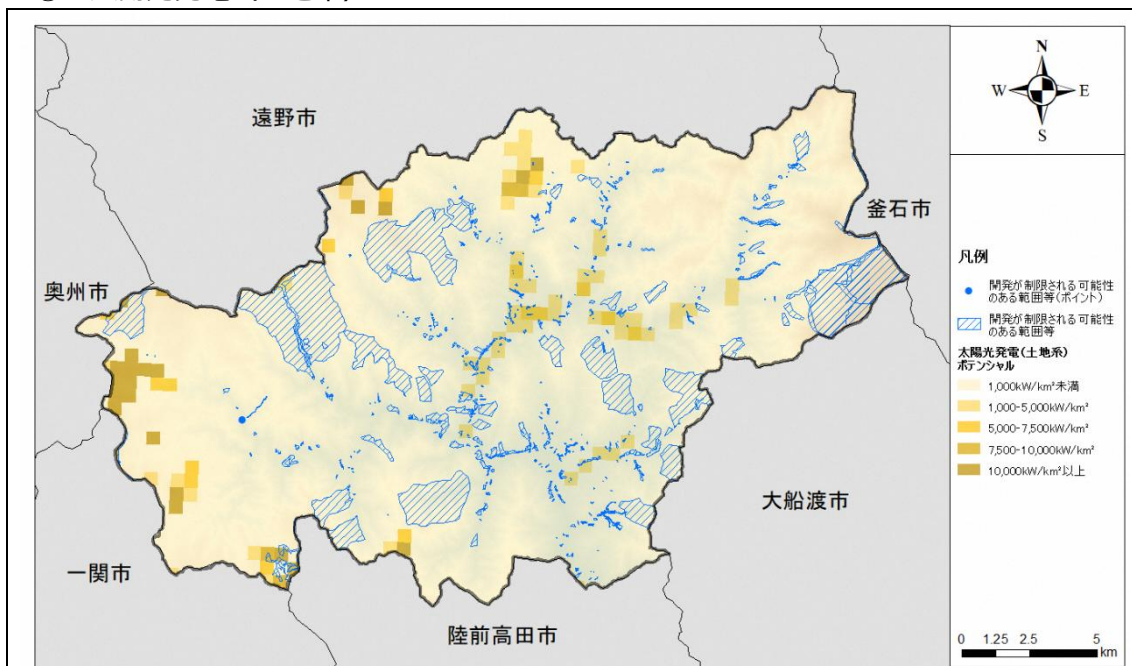
※開発が制限される可能性のある範囲等（以降、同様）

以下のいずれかに該当する事項のうち、国や県がデータを公開しており、地図上に表示が可能なものを示しています。

- ・地球温暖化対策推進法施行規則第5条の2第1項第1号に定められる「促進区域に含めない区域」
- ・地球温暖化対策推進法施行規則第5条の2第1項第2号に定められる「促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域」
- ・第2次岩手県地球温暖化対策実行計画（別冊）促進区域の設定に関する岩手県基準に定められる「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」

出典：国土交通省 国土数値情報（行政区域データ、自然保全地域データ、自然公園地域データ、鳥獣保護区データ、砂防指定地データ、急傾斜地崩壊危険区域データ、土砂災害警戒区域データ、保安林データ、農用地区域データ、標高・傾斜度5次メッシュデータ）

② 太陽光発電（土地系）



【ポテンシャル】

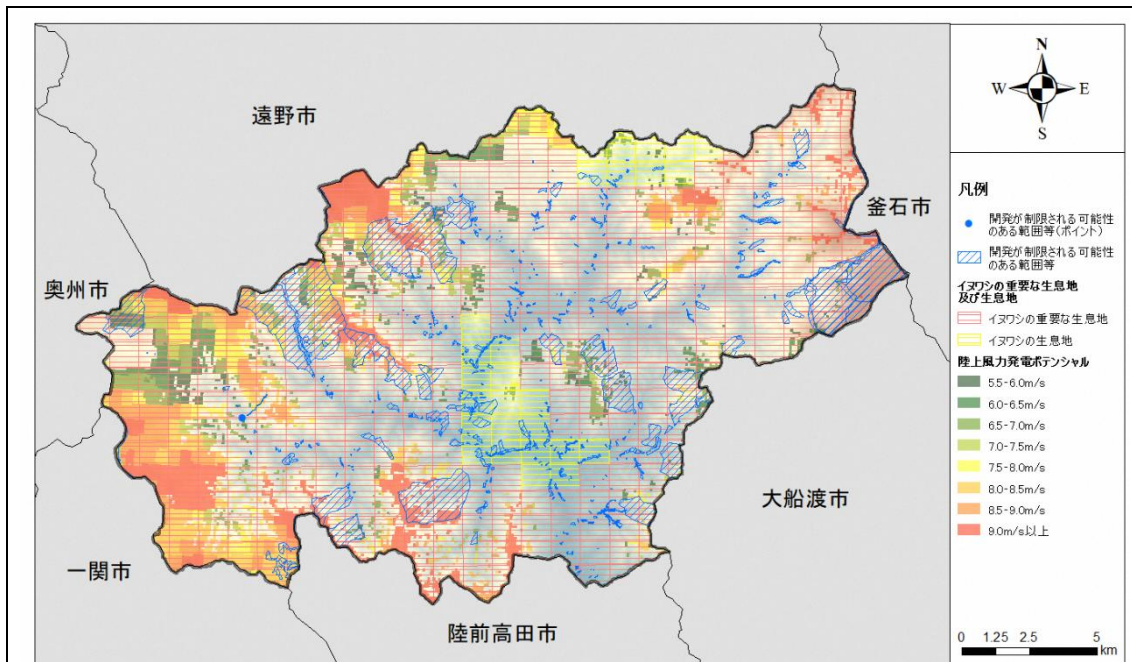
北部や西部にポテンシャルの高い場所があります。

【開発が制限される可能性のある範囲等】

- ・ 滝観洞は、県指定自然環境保全地域に指定されています。
- ・ 五葉山は、県立自然公園、県指定鳥獣保護区に指定されています。
- ・ 砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、山地災害危険地区に指定されている範囲があります。
- ・ 保安林に指定されている範囲があります。
- ・ 岩手県や住田町の史跡名勝天然記念物に指定されている場所があります。

出典：国土交通省 国土数値情報（行政区域データ、自然保全地域データ、自然公園地域データ、鳥獣保護区データ、砂防指定地データ、急傾斜地崩壊危険区域データ、土砂災害警戒区域データ、保安林データ、農用地区域データ、標高・傾斜度5次メッシュデータ）
環境省 再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）

③ 陸上風力発電



【ポテンシャル】

西部や隣接自治体との境界にポテンシャルの高い場所があります。

【開発が制限される可能性のある範囲等】

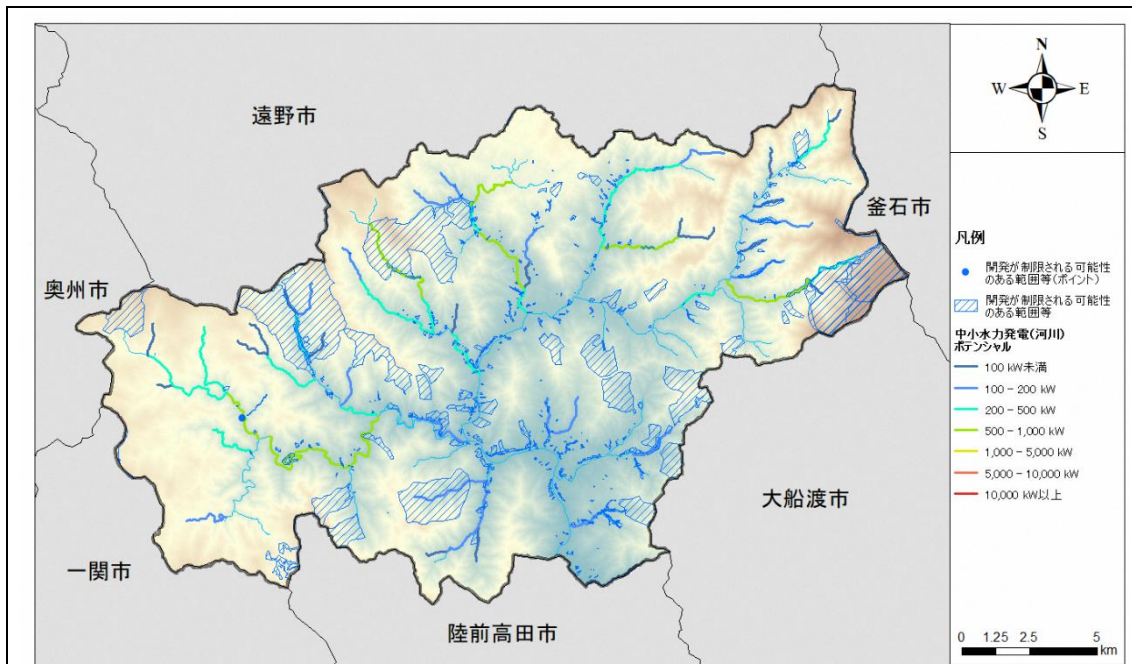
- ・ 滝観洞は、県指定自然環境保全地域に指定されています。
- ・ 五葉山は、県立自然公園、県指定鳥獣保護区に指定されています。
- ・ 砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、山地災害危険地区に指定されている範囲があります。
- ・ 保安林に指定されている範囲があります。
- ・ 岩手県や住田町の史跡名勝天然記念物に指定されている場所があります。
- ・ 住田町全域が岩手県のイヌワシの重要な生息地及び生息地に指定されています。

出典：国土交通省 国土数値情報（行政区域データ、自然保全地域データ、自然公園地域データ、鳥獣保護区データ、砂防指定地データ、急傾斜地崩壊危険区域データ、土砂災害警戒区域データ、保安林データ、農用地域データ、標高・傾斜度5次メッシュデータ）

環境省 再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）

岩手県 「環境要素ごとの基準に掲げる区域(鳥類)」

④ 中小水力発電（河川）



【ポテンシャル】

大股川や横川、新切川、檜山川のポテンシャルが比較的高くなっています。

【開発が制限される可能性のある範囲等】

- ・ 滝観洞は、県指定自然環境保全地域に指定されています。
- ・ 五葉山は、県立自然公園、県指定鳥獣保護区に指定されています。
- ・ 砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、山地災害危険地区に指定されている範囲があります。
- ・ 保安林に指定されている範囲があります。
- ・ 岩手県や住田町の史跡名勝天然記念物に指定されている場所があります。

出典：国土交通省 国土数値情報（行政区域データ、自然保全地域データ、自然公園地域データ、鳥獣保護区データ、砂防指定地データ、急傾斜地崩壊危険区域データ、土砂災害警戒区域データ、保安林データ、河川データ、標高・傾斜度5次メッシュデータ）
環境省 再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）

(3) 地球温暖化対策に関するキーワード

地球温暖化対策に関する用語を分かりやすい言葉に置き換えて解説しています。厳密な定義や詳細等については、環境省や関連省庁のウェブサイト、専門書籍等を確認してください。

ア行

- **アイドリングストップ**
自動車等の駐車または停車中に、エンジンをかけたままにせず、停止させることです。自動車からの温室効果ガス排出を抑えるほか、大気汚染、騒音、悪臭の防止にも効果的です。
- **エネルギー起源 CO₂**
化石燃料の燃焼や化石燃料を燃焼して得られる電気・熱の使用に伴って排出される二酸化炭素です。我が国の温室効果ガス排出量の大部分（9割弱）を占めています。一方、廃棄物中の廃プラスチック類の焼却などにより排出される二酸化炭素は、非エネルギー起源 CO₂と呼ばれます。
- **エネルギー収支**
電力、ガス、石油・石炭製品（ガソリン、軽油等）などのエネルギーの町外への販売額から町外からの購入額を差し引いた、エネルギーの取引に関する収支を示す指標です。
- **温室効果ガス**
大気中の熱を吸収する性質のあるガスのことです。特に二酸化炭素やメタン、フロン類などは、産業革命以降、人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にあります。

カ行

- **カーボン・オフセット**
日常生活や経済活動において、努力して排出削減を行っても、一定量の温室効果ガスが排出されます。こうした温室効果ガスについて、J-クレジット等の他の温室効果ガス削減活動に投資することによりオフセット（埋め合わせ）する取組のことです。
- **カーボンニュートラル**
温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを言います。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにするという意味です。「吸収量」が「排出量」を上回る場合は、カーボンマイナスと言います。
- **化石燃料**
石油、石炭、天然ガス等、古代に生息していた動植物の化石由来の燃料の総称です。再生産できない有限性の燃料資源のため、将来的には枯渇する可能性があります。
- **家庭用燃料電池（エネファーム）**
都市ガスや LP ガスから水素を作り出し、空気中の酸素と電気化学反応させて発電する設備です。発電時に発生する排熱でお湯を沸かし、タンクに貯めて給湯にも利用できます。

- 環境マネジメントシステム
組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」と言い、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを環境マネジメントシステムと言います。
- 吸収源
森林等の土地利用において、人為的な管理活動、施業活動等により、植物の成長や枯死・伐採による損失、土壌中の炭素量が変化し、二酸化炭素の吸収や排出が発生することを指します。
- クールシェア、ウォームシェア
夏の暑い日や冬の寒い日に、エアコン等の使用台数を減らして家庭のエネルギー消費を抑えるため、家族で同じ部屋に集まって過ごしたり、公共施設や商業施設等のクールシェアスポットに出かけたりするなど、快適な場所でみんなで過ごすことを言います。
- クールビズ、ウォームビズ
地球温暖化対策の一環として、様々な工夫により過度な冷暖房に頼らず快適に過ごすライフスタイルです。夏に過度な冷房に頼らないようにする取組をクールビズ、冬に過度な暖房に頼らないようにする取組をウォームビズと言います。
- グリーンカーテン
アサガオやヘチマなどのつる性の植物で建物の窓や壁を覆い、強い夏の日差しを和らげる自然の力を利用した夏場の省エネルギーの取組です。
- グリーンスローモビリティ
時速 20km 未満で公道を走ることができる電気自動車を活用した小さな移動サービスやその車両の総称です。導入により、地域が抱える交通課題の解決や低炭素型交通の確立が期待されます。
- クレジット
再生可能エネルギーの導入やエネルギー効率の良い機器の導入もしくは植林や間伐等の森林管理により実現できた温室効果ガスの排出量の削減・吸収量を、決められた方法に従って定量化（数値化）し、取引可能な形態にしたもののことです。
- 減化学肥料農業
化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らし、代わりに有機物などを活用する農業方法です。
- 現状すう勢ケース
今後、追加的な対策を講じないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量のことです。BAU（Business As Usual）ケースとも言います。
- 高効率給湯器（エコキュート）
従来の給湯器よりも少ないエネルギーで効率よくお湯を沸かすことができる設備のことで、初期導入費が高いものの、月々の電気代が減るほか、二酸化炭素の排出削減に貢献できるといった利点があります。

- コージェネレーション
天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのことで、回収した廃熱は、工場における熱源や、家庭やオフィス、病院など生活の場における冷暖房、給湯設備などに利用することができます。

サ行

- 再生可能エネルギー
エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号）で「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。これらは、資源を枯渇させずに繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。
- 再生可能エネルギー導入ポテンシャル
設置可能面積や平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量から、法令、土地用途等による制約があるものを除いて導き出されたエネルギー資源量のことで、
- 自家消費型太陽光発電
民間企業や地方公共団体、家庭等において、敷地内の屋根や駐車場に太陽光発電設備を設置し、その電力を建物内で消費する方法のことで、
- 循環型社会
廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用、資源の適正な処分等により、従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型」の社会ではなく、資源を大切に使い、無駄を出さずに再利用・再生する社会のことです。英語では、「Circular Economy（サーキュラーエコノミー）」と呼ばれます。
- 省エネルギー診断
省エネルギーの専門家がエネルギー使用設備の状況等を現地調査し、設備の現状を把握するとともに、省エネルギーによるエネルギー消費の削減量等を試算する取組です。
- スマートメーター
電力使用量をデジタルで自動計測し、電力会社へ送信するシステムです。従来のアナログ式の電力メーターと異なり、検針時だけでなく 30 分単位で細かく電力使用量を確認することができます。現在は、ほぼすべての電力メーターがスマートメーターへ切り替わっています。

タ行

- 脱炭素

地球温暖化の原因である二酸化炭素等の温室効果ガスを実質ゼロにすることです。英語の「decarbonization（デカーボナイズーション）」（「de-」（除去）と「carbon」（炭素）を組み合わせた言葉）を直訳して「脱炭素」と言います。また、温室効果ガスが実質ゼロとなった社会を脱炭素社会と言います。

- 地球温暖化

人間の活動によって温室効果ガスが増加し、地球全体の平均気温が上昇する現象のことです。化石燃料の燃焼や森林伐採などが主な原因であり、海面上昇、異常気象の頻発、生態系の変化など、様々な問題を引き起こしています。

- 地球温暖化係数

二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスにどれだけ温暖化させる能力があるかを表した数字のことです。二酸化炭素に比べ、メタンは約 28 倍、一酸化二窒素は約 265 倍、フロン類は数百～数千倍の温暖化させる能力があるとされています。

- 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法第 8 条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のことです。「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて策定されました。

- 電気自動車（EV）

ガソリンや軽油を使わず、外部電源から車載バッテリーに蓄えた電力を使用して、電気を動力源として走行する車両のことを言います。二酸化炭素や他の有害排出物を出さないため、環境に優しいという特徴があります。

ナ行

- 日本の約束草案

2015（平成 27）年 7 月に 2020（令和 2）年以降の地球温暖化対策に関する目標として、我が国が決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出した目標です。

ハ行

- 排出係数

温室効果ガスの排出量を算定する際に用いられる係数のことです。温室効果ガスの排出量は、直接測定するのではなく、ガソリン、電気、ガス等の使用量などの「活動量」に、「排出係数」を乗じて求めます。排出係数は、地球温暖化対策推進法施行令で定められています。

- パリ協定

2015（平成 27）年 12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された国際的枠組です。主要排出国を含む全ての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新すること等が含まれています。

- プラグインハイブリッド車（PHEV）
外部電源から駆動用電池に充電した電気を使用して走行することが可能な自動車を言います。駆動用電池の残量が減少した場合は、ガソリンエンジンを併用するハイブリッド車として走行するように自動制御され、長距離のドライブも可能となっています。

マ行

- みどりの食料システム戦略
食料・農林水産業の生産力向上と持続性を両立するため、農林水産省が策定した政策方針です。2050年までに農林水産業の二酸化炭素排出をゼロにすることや、化学農薬や化学肥料の使用量を削減し、有機農業を拡大することを目指しています。
- 木質バイオマス発電
木くずといった木質バイオマスを燃やして発生した熱で水を蒸気にし、その蒸気でタービンを回して発電する方式を言います。

アルファベット

- BCP（Business Continuity Plan）
「事業継続計画」とも言い、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続や早期復旧をするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画のことです。
- BEMS（Building Energy Management System）
ビルのエネルギー管理システムのことで、建築物全体での徹底した省エネルギー等を促進するため、エネルギーの使用状況を表示し、照明や空調等の機器・設備の最適な運転支援を行います。
- FEMS（Facility Energy Management System）
産業施設のエネルギー管理システムのことで、工場やプラント内の最適なエネルギー管理だけでなく、その周辺の地域レベルでのエネルギーの最適化も促進されることが期待されています。
- FIP 制度
FIT 制度のように固定価格で買い取るのではなく、再生可能エネルギー発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せする制度のことを言います。
- FIT 制度
再生可能エネルギーの固定価格買取制度を指し、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度のことを言います。
- FSC®森林認証
「適正な森林管理をしていること」を認証する国際的な制度で、ドイツにある森林管理協議会（FSC）が本部となって運営しています。FSC が定める「10 の原則と基準」に基づいて森林を管理しているか、審査機関による審査を受けて、適合しているとみなされれば、認証を取得できます。

- HEMS (Home Energy Management System)
家庭のエネルギー管理システムのことで、エネルギーの使用量が見える化するほか、エアコンや給湯器などと連携し、電気料金の安い時間帯に運転したり、遠隔操作したりしてエネルギーの使用の最適化も図ることができます。政府は、2030（令和 12）年までの全世帯導入を目指しています。
- IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change)
「国連気候変動に関する政府間パネル」のことで、人間の社会経済活動に起因する気候の変化や影響、緩和策や適応策について、科学的、技術的、社会経済学的な専門分野から包括的な評価を行うことを目的に、1988（昭和 63）年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織です。
- J-クレジット制度、J-VER 制度
国内で実施される二酸化炭素の排出削減・吸収プロジェクトによって実現された排出削減量・森林吸収量を、カーボン・オフセットに用いるためのクレジットとして認証する制度です。現在の、J-クレジット制度の前身が J-VER 制度です。
- PPA モデル
事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、設置した事業者から需要家が発電した電気を購入する契約方式のことがあります。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがあるものの、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担しないわけではないことに留意が必要です。
- SDGs (Sustainable Development Goals)
2015（平成 27）年に開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された、2030 年までに達成する「持続可能な開発目標」です。貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正など、環境、社会に、経済に関する 17 の目標と 169 のターゲットを掲げ、「誰ひとり取り残されない社会を目指しています」。
- V2H (Vehicle to Home)
電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHEV）のバッテリーに蓄えた電力を、家庭で利用できるシステムです。自動車を蓄電池として活用できるため、停電時の非常用電源、電気代の削減、再生可能エネルギーの利用等に効果があります。
- ZEB (Net Zero Energy Building)
先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制や自然光・風などの積極的な活用、高効率な機器等の導入等により、エネルギー自立度を極力高め、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建物です。
- ZEH (Net Zero Energy House)
外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な機器等の導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のことで、

(4) アンケート結果

本計画の策定に伴い、住民、事業者を対象に地球温暖化対策に関するアンケートを実施しました。

① 住民アンケート

【実施概要】

調 査 目 的	住田町の地球温暖化対策、気候変動適応に関する住民意見等の把握
調査対象者	住田町内に居住する住民 1,000 人
調 査 期 間	令和 7 年 9 月 29 日 ～ 10 月 13 日
調 査 方 法	郵送による配布、郵送・WEB による回収
回収数・回収率	回収数：490 件 回収率：49.0%

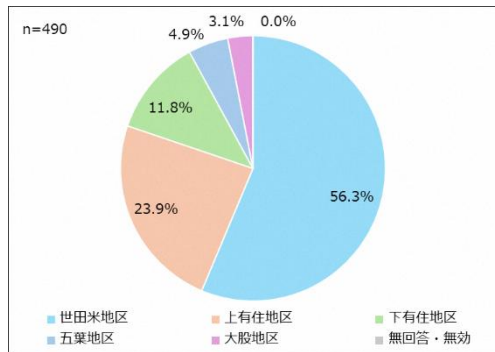
【調査項目】

あなたご自身（ご家庭）のことについて	
問 1	居住地区（単一回答）
問 2	年代（単一回答）
問 3	居住形態（単一回答）
問 4	住宅の構造（単一回答）
問 5	住宅の築年数（単一回答）
問 6 - 1	自動車の保有状況（単一回答）
問 6 - 2	燃料種別内訳（記述）（複数回答）
問 7	電気や燃料の使用状況（単一回答）
地球温暖化対策等への考えや取組について	
問 8	地球温暖化への関心（単一回答）
問 9	実感・心配している気候変動による影響（複数回答）
問 10	地球温暖化問題に対する考え（単一回答）
問 11	日常のソフト対策状況（単一回答）
問 12	省エネルギー・再生可能エネルギー設備等の導入意向（単一回答）
問 13	「問 12」に取り組む際の課題（複数回答）
問 14	ペレットストーブ等設置費用補助活用に対する考え（単一回答）
問 15	環境に関する情報の入手方法（複数回答）
地球温暖化対策で町が目指すべき方向性について	
問 16	町が特に力を入れて取り組むべきこと（複数回答）
問 17	町内で活用すべき再生可能エネルギー（複数回答）
問 18	町の地球温暖化対策に関する意見など（記述）

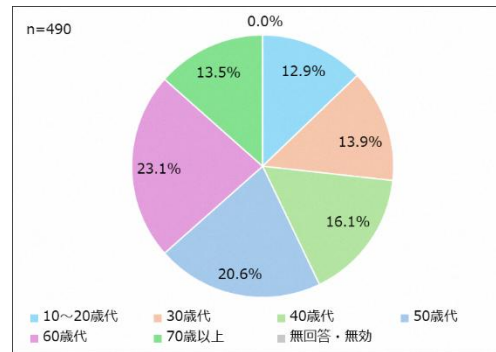
【調査結果】

●あなたご自身（ご家庭）のことにについて

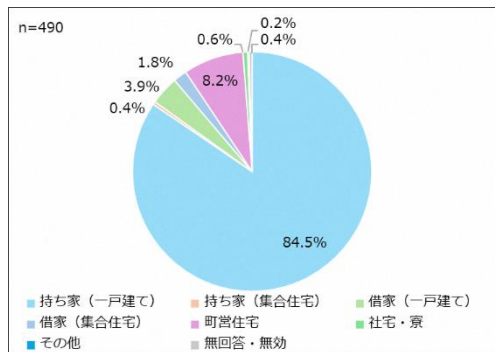
問 1 居住地区（単一回答）



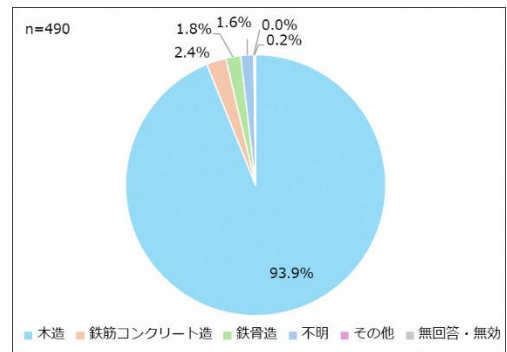
問 2 年代（単一回答）



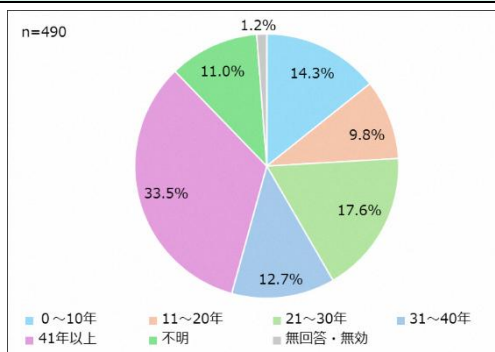
問 3 居住形態（単一回答）



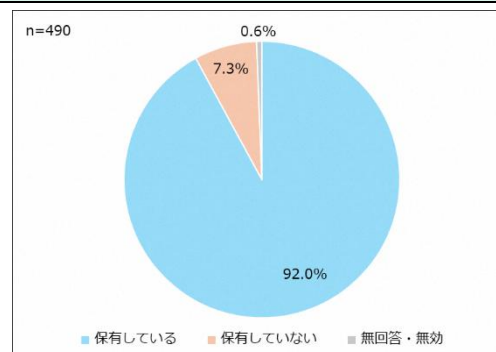
問 4 住宅の構造（単一回答）



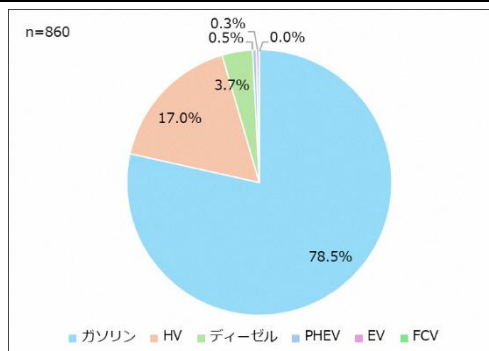
問 5 住宅の築年数（単一回答）



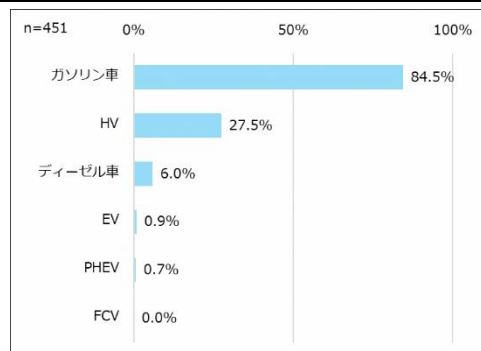
問 6 - 1 自動車の保有状況（単一回答）



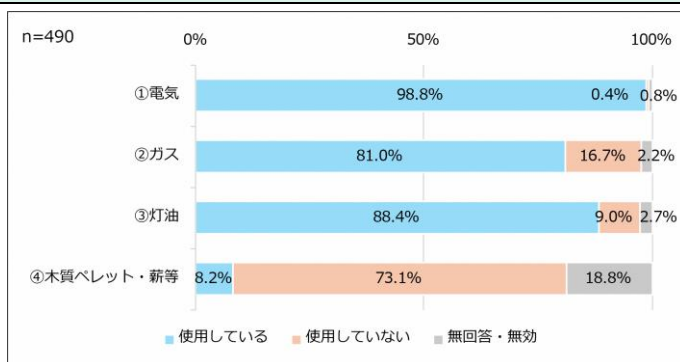
問6-2 燃料種別内訳（記述）



参考 燃料種別の自動車保有世帯割合

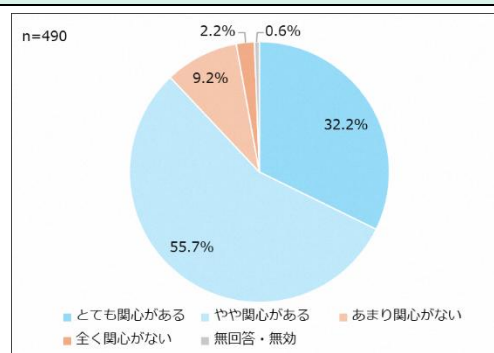


問7 電気や燃料の使用状況（単一回答）

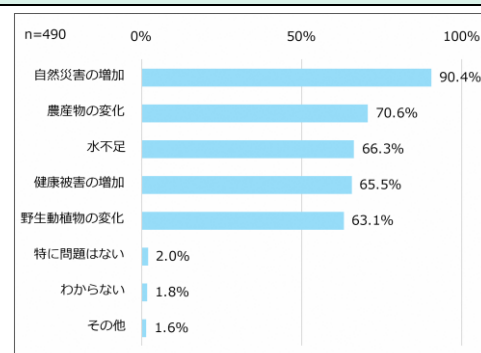


●地球温暖化対策等への考えや取組について

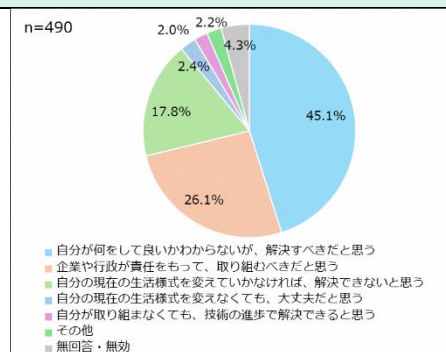
問8 地球温暖化への関心（単一回答）



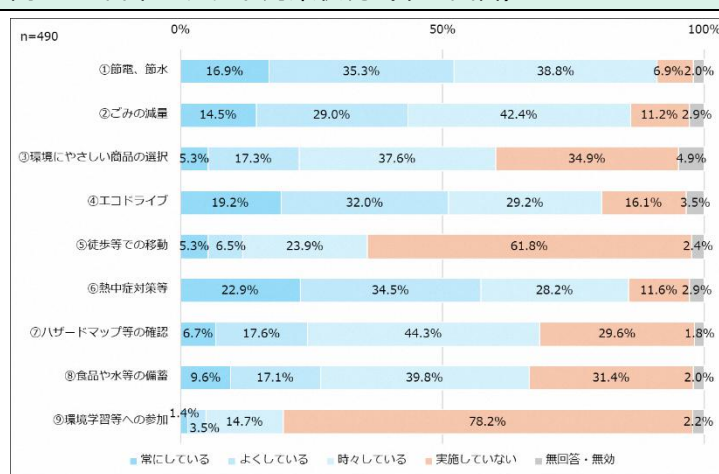
問9 実感・心配している気候変動による影響（複数回答）



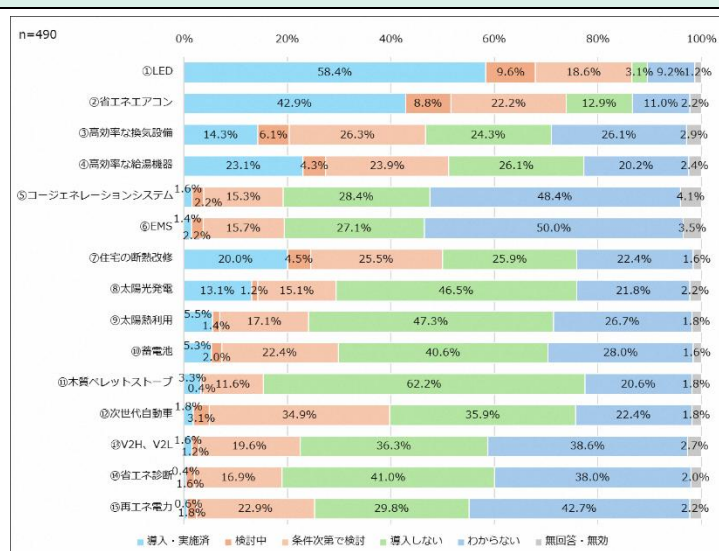
問 10 地球温暖化問題に対する考え（単一回答）



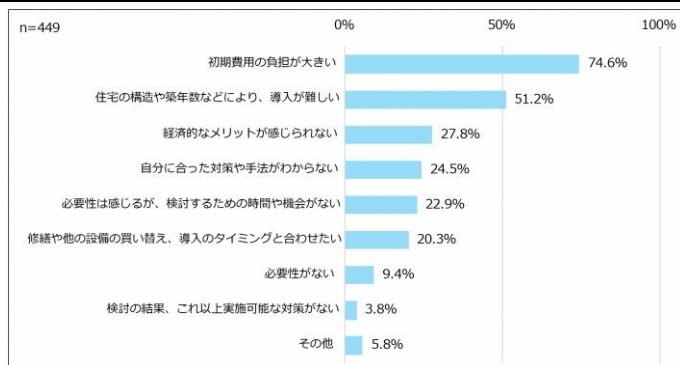
問 11 日常のソフト対策状況（単一回答）



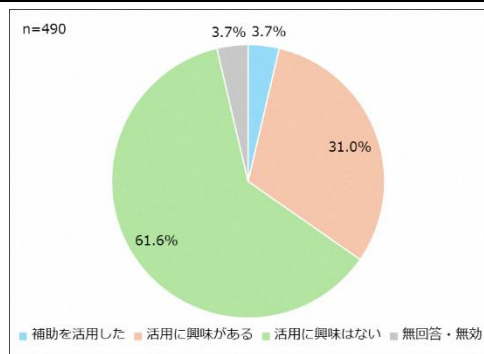
問 12 省エネルギー・再生可能エネルギー設備等の導入意向（単一回答）



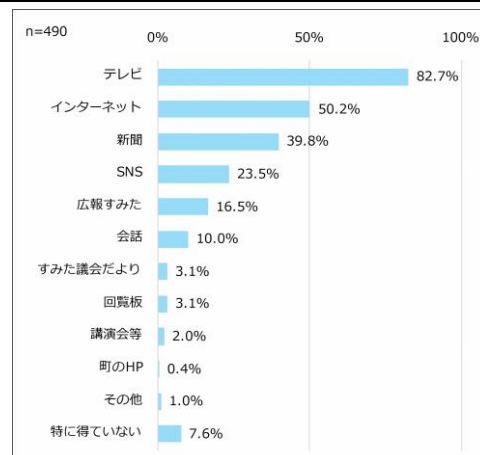
問 13 「問 12」に取り組む際の課題（複数回答）



問 14 ペレットストーブ等設置費用補助活用に対する考え（単一回答）

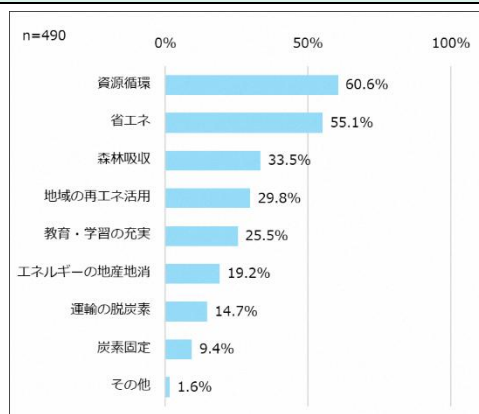


問 15 環境に関する情報の入手方法（複数回答）

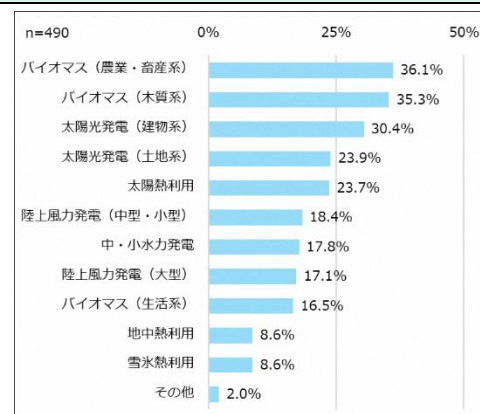


●地球温暖化対策で町が目指すべき方向性について

問 16 町が特に力を入れて取り組むべきこと（複数回答）



問 17 町内で活用すべき再生可能エネルギー（複数回答）



② 事業者アンケート

【実施概要】

調 査 目 的	住田町の地球温暖化対策、気候変動適応に関する事業者意見等の把握
調査対象者	住田町内の事業所 91 所
調 査 期 間	令和 7 年 9 月 29 日 ～ 10 月 13 日
調 査 方 法	郵送による配布、郵送・WEB による回収
回収数・回収率	回収数：49 件 回収率：53.8%

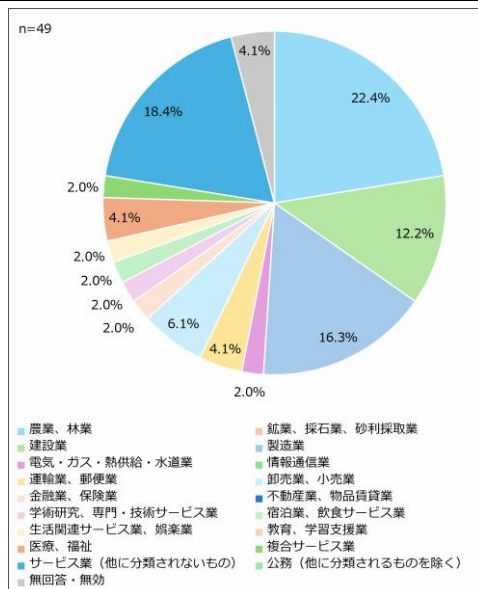
【調査項目】

貴社のことについて	
問 1	事業所名（記述）
問 2	主な業種（単一回答）
問 3	従業員数（単一回答）
問 4	事業所の土地・建物の所有形態（単一回答）
問 5	事業所の築年数（単一回答）
問 6 - 1	自動車の保有状況（単一回答）
問 6 - 2	燃料種別内訳（記述）
問 7	電気や燃料の使用状況（単一回答）
地球温暖化対策等への考えや取組について	
問 8	地球温暖化への関心（単一回答）
問 9	実感・心配している気候変動による影響（複数回答）
問 10	地球温暖化問題に対する考え（単一回答）
問 11	日常のソフト対策状況（単一回答）
問 12	省エネルギー・再生可能エネルギー設備等の導入意向（単一回答）
問 13	「問 12」に取り組む際の課題（複数回答）
問 14	ペレットストーブ等設置費用補助活用に対する考え（単一回答）
問 15	環境に関する情報の入手方法（複数回答）
地球温暖化対策で町が目指すべき方向性について	
問 16	町が特に力を入れて取り組むべきこと（複数回答）
問 17	町内で活用すべき再生可能エネルギー（複数回答）
問 18	行政と協力できそうな地球温暖化対策（記述）
問 19	町の地球温暖化対策に関する意見など（記述）

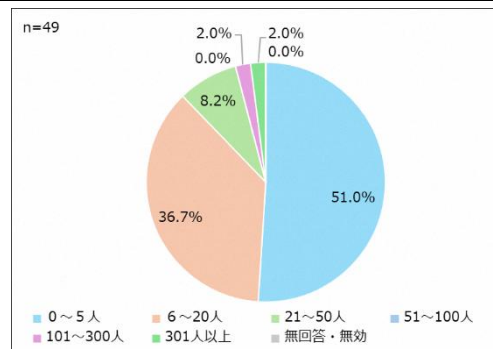
【調査結果】

● 貴社のことについて

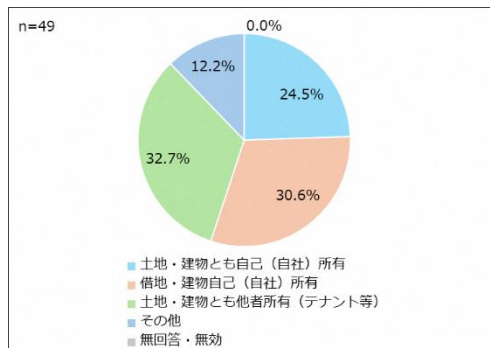
問 2 主な業種（単一回答）



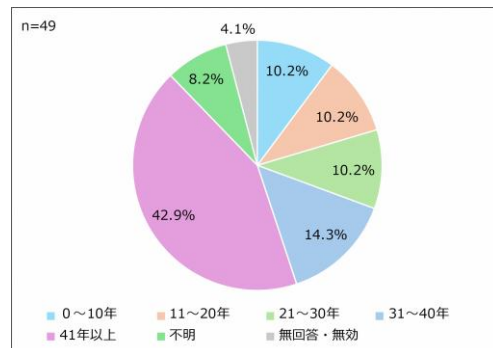
問 3 従業員数（単一回答）



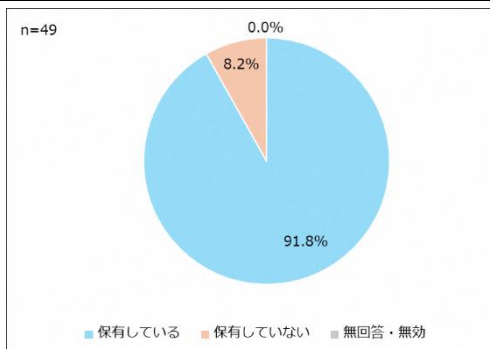
問 4 事業所の土地・建物の所有形態（単一回答）



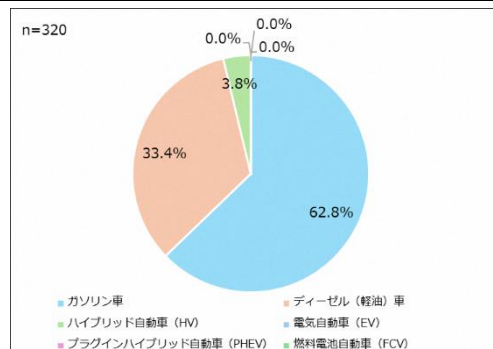
問 5 事業所の築年数（単一回答）



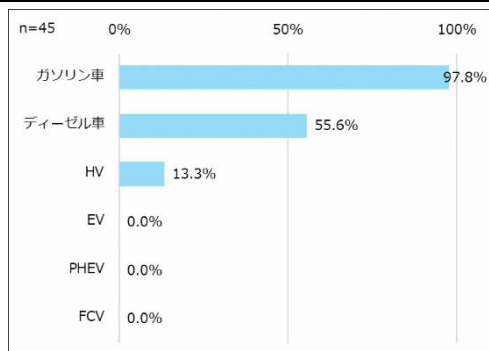
問 6 - 1 自動車の保有状況（単一回答）



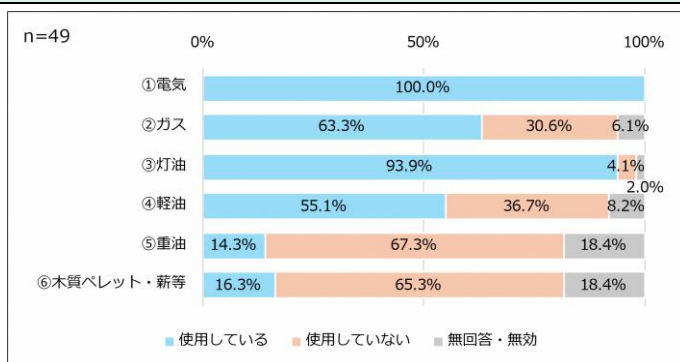
問 6 - 2 燃料種別内訳（記述）



参考 燃料種別の自動車保有事業所割合

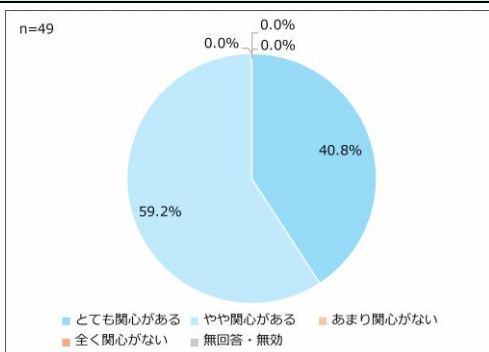


問7 電気や燃料の使用状況（単一回答）

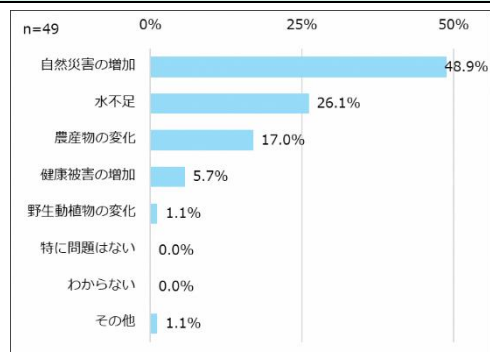


●地球温暖化対策等への考えや取組について

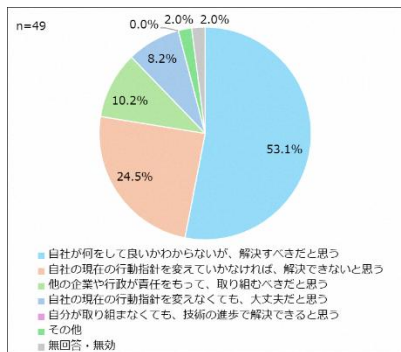
問8 地球温暖化への関心（単一回答）



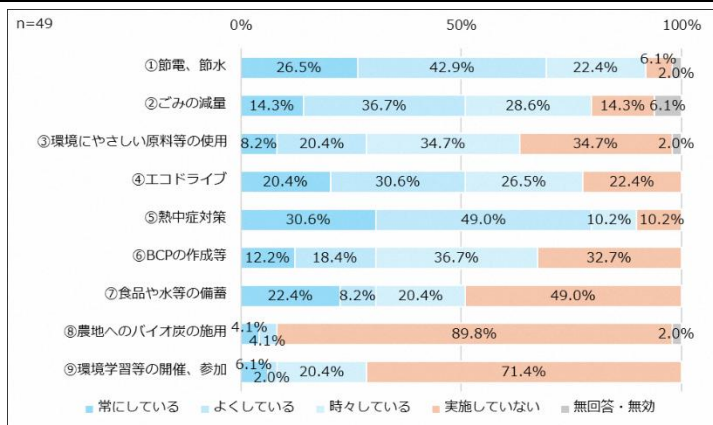
問9 実感・心配している気候変動による影響（複数回答）



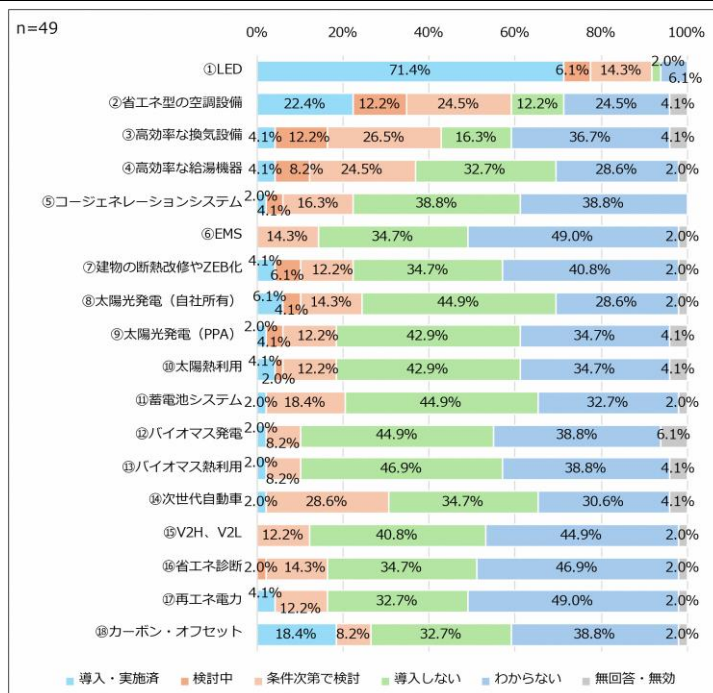
問 10 地球温暖化問題に対する考え（単一回答）



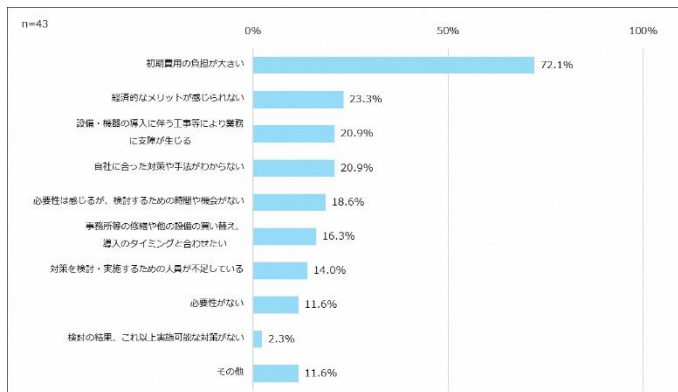
問 11 日常のソフト対策状況（単一回答）



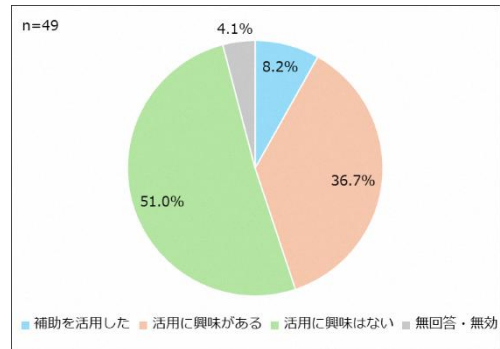
問 12 省エネルギー・再生可能エネルギー設備等の導入意向（単一回答）



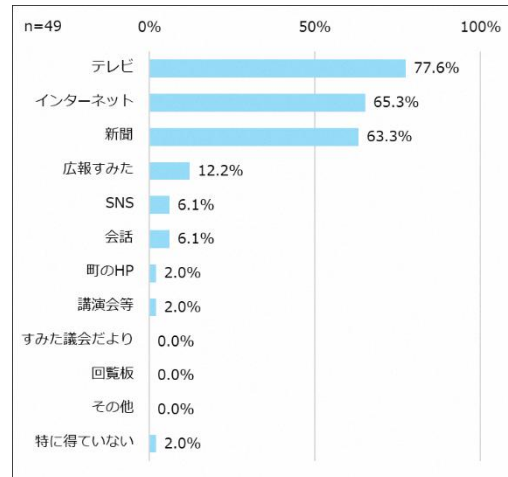
問 13 「問 12」に取り組む際の課題（複数回答）



問 14 ペレットストーブ等設置費用補助活用に対する考え（単一回答）

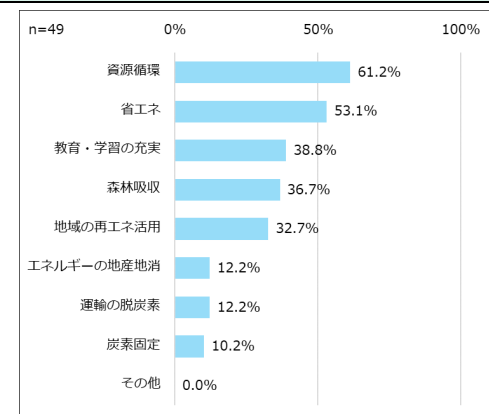


問 15 環境に関する情報の入手方法（複数回答）

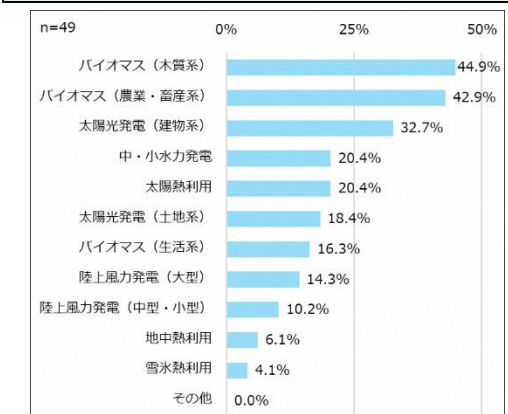


●地球温暖化対策で町が目指すべき方向性について

問 16 町が特に力を入れて取り組むべきこと（複数回答）



問 17 町内で活用すべき再生可能エネルギー（複数回答）



住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 令和 8 年 3 月

〔発行〕 住田町

〔編集〕 住田町 住民税務課

〒029-2396 岩手県気仙郡住田町世田米字川向 88 番地 1

TEL 0192-46-2113

<https://www.town.sumita.iwate.jp/>

